

10代から学ぶ『消費者力』

もくじ



基礎編 (1年生)

第1章 ネット社会

- I ネット社会のリスク・トラブル …… 8
- II インターネット決済について学ぶ …… 11

第2章 資産運用

- I 人生設計・金利計算 …… 16
- II 小切手・手形について学ぶ …… 19

第3章 ECO生活

- I 地球環境・温暖化を考える …… 24
- II 省エネルギー・資源を考える …… 27
- III 自転車の日常点検・調節のすすめ …… 30
- IV しっかり読みたい自転車の取扱説明書 …… 33

発展編 (2年生)

第1章 ファイナンシャルリテラシー

- I 人生設計 …… 40
- II 人生設計・金利計算 …… 43

第2章 消費者力

- I 消費者市民社会って何だろう? …… 48
- II 消費者力としての「食生活」 …… 51
- III 消費者力としての「住生活」 …… 54
- IV 消費者力としての「環境」 …… 57

第3章 デジタルイノベーション

- I ネットトラブル …… 62

実践編（3年生）

第1章 消費者リスク

- I 消費者力としての「衣生活」 …… 68
- II 契約とは？ …… 71
- III 苦情の伝え方 …… 74
- IV ついついだまされる …… 77
- V 悪質商法 どんなもの？ …… 80

第2章 ライフプラン

- I ライフプラン …… 84

第3章 その他

- I 電子商取引 …… 88
- II 金融トラブル …… 91
- III 裁判について知ろう …… 94

基礎編

1年生で学ぶ 消費者としての私

第1章 ネット社会

第2章 資産運用

第3章 ECO生活

第1章

ネット社会

- Ⅰ ネット社会のリスク・トラブル
- Ⅱ インターネット決済について学ぶ

I

ネット社会のリスク・トラブル

身近な危険を知る

2005年ごろからスマートフォン（以下スマホ）が市場に出回るようになり、2013年以降若者を中心に急激に普及しました。私たちを取りまく環境は、いつでも、だれでも、どこにいてもインターネットに接続できる環境が当たり前になり、インターネットは日常生活に不可欠なものとなっています。安全なインターネット利用のためにそのリスクやトラブルについて理解しましょう。

① 個人情報の流出

個人、学校、企業を問わず大きな社会問題になっているのが、インターネットを利用した「個人情報の流出」です。

個人情報が流出するといった一次被害だけでなく、流出した情報をもとにした二次被害といったリスクがあります。またインターネット上に流出した個人情報は回収不可能です。



●個人情報が流出する要因としては次のようなものがあげられます。

- ① SNS (Facebook・Twitter・LINE など) からの流出によるもの
- ② マルウェア (ウイルス) 感染によるもの
- ③ 悪意ある「野良アクセスポイント」利用でのスマホのっとりによるもの
- ④ スマホやパソコンの紛失・盗難によるもの

●二次被害としては次のようなものがあります。

- ① 不要なダイレクトメールが届くようになる
- ② ストーカー被害に利用されてしまう
- ③ なりすましによる詐欺行為など犯罪に利用されてしまう

② 炎上による社会的制裁

手軽な情報発信、双方向コミュニケーションが魅力の SNS は、「情報発信」する内容によって「炎上」を引き起こし、場合によっては社会的制裁を受けてしまうケースもあります。

バイト先での不適切な行動や、未成年者の喫煙風景、線路上に不法侵入する様子を写した写真や動画といった問題のある情報を「友人にしか公開していないから大丈夫」という誤った認識から投稿し、それが拡散し情報発信者が誹謗中傷の的になることを「炎上」といいます。

投稿した情報を完全に削除することは不可能で、進学・就職・結婚に悪影響を及ぼす情報として一生残ります。

また、「リベンジポルノ」という元恋人への復讐目的に、相手の裸写真や動画をインターネット上にばらまく行為による被害もあります。

③ さまざまな依存症

何かに執着し、日常生活が営めなくなるほどのめりこみ、社会復帰に治療が必要になる病気を「依存症」といいます。インターネットに依存する「ネット依存(症)」(正式名称ではありません)の深刻化は全世代で大きな問題となっています。症状によって「ゲーム依存」「スマホ依存」などといった分類もあります。

「ゲーム依存」はオンラインゲームに没頭し日常生活が営めず、引きこもりがちな生活になることを指します。

「スマホ依存」は常にスマホが手放せず、常にチェックしていないと不安である状態をいいます。

「ネット依存(症)」と他の依存症(アルコール依存や薬物依存)との相違点は、依存症症状が重度化するまでの期間が短いこと、全年齢層で発症すること、治療のためにインターネットから隔離することが困難であるといったことがあげられます。

④ 高額請求

「高額請求」トラブルには次のような手口があります。

- ① ワンクリック詐欺・架空請求
- ② サクラサイト商法
- ③ オンラインゲームの高額請求

⑤ 犯罪被害につながることもある第三者との出会い

SNS や出会い系サイトや掲示板といったコミュニケーションサービスを通じ、悪意のある第三者と現実世界で会うことをきっかけに犯罪に巻き込まれることがあります。

⑥ ネットいじめ

インターネットをいじめの場として利用した「ネットいじめ」(主に SNS など)が問題になっています。「ネットいじめ」を深刻化させる要因としてつぎのようなものがあげられます。

- ① 「いじめ」から解放される時間帯がない(いじめられる立場)
- ② SNS 上のいじめは管理者による監視も停止もない

⑦ サービス利用のトラブル

24時間いつでも利用できるネットショッピング、ネットバンキング、ネットオークションなど、手軽さから利用者が増加しそれにともないトラブルも増加しています。

ネットショッピングやネットオークションでは、

- ①入金したにもかかわらず購入・落札した商品が届かない
- ②違う商品が届く、返品に応じてもらえない、相手と連絡がとれない

ネットバンキングでは、

- ①口座から勝手にお金を引き出される不正送金

こういったトラブルが増加しています。原因としてはマルウェア感染による情報流出や、銀行を装ったメールの誘導による口座情報の流出があります。

Let's Check



● 「ネット依存」の判断基準とは？

「ネット依存」の明確な判断基準はまだ制定されていません。あなたなら、どのようなネット利用をしていたら「ネット依存」だと判断しますか？

自分なりの判断基準を考えてみましょう。

Ⅱ インターネット決済について学ぶ

日常生活のさまざまな場面で使われている電子マネー

インターネット決済の手段の一つである電子マネーの普及が一段と進んでいます。2014年の電子マネーの決済件数（IC型電子マネー 專業系・交通系・小売系業者計7社）は40億4000万件、5年前の約3.6倍。また同決済金額は4兆140億円、5年前の約3.8倍にもなっています。

（出典 総務省 平成27年版情報通信白書）

① 決済手段の種類

主な種類としては現金決済、クレジットカードや電子マネーといった電子決済、プリペイド方式などが挙げられます。

● 現金の決済

- ・代金引換：宅配業者などに代金を支払います
- ・後払い：決済代行会社に支払います
- ・銀行振込：一般的な決済手段です
- ・コンビニ決済：代金の振替票をコンビニに持参し、支払います

● 電子上の決済

（電子=情報通信ネットワーク）

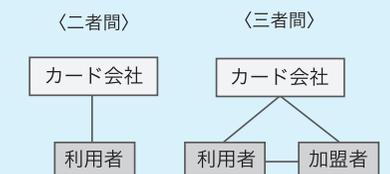
- ・クレジットカード：クレジット会社と加盟店契約を結んでいる店舗で利用できます。一時的に、代金をクレジット会社が立替えてくれます。

- ・キャリア決済：携帯電話会社が通信料金などと合わせて代金を決済します。

- ・電子マネー：利用者が予め、現金などを発行者に支払い、発行者は財産的な価値を持つデータをカードに記録させて利用者に渡します。

- ・仮想通貨：仮想通貨は一般的に発行体無く、ネット上の取引所などで法定通貨と交換し、個々の取引所の参加者が取引に使用することができるものです。ビットコインなど複数の通貨が存在し、我が国にでも現実に一部の店舗などで利用されています。

図1



●前払式支払手段

金銭などの財産的な価値を有し、金額等に応ずる対価を得て、発行され、代価の弁済等に使用されるものを前払式手段といいます（資金決済法第3条）。カード発行会社と加盟店で利用することができます。

表1

財産的価値	種 類	例
紙	紙型ギフト	百貨店ギフト券
磁気	磁気カード	汎用ギフトカード 国際プリペイドカード
ICチップ	ICカード型電子マネー	流通系カード 鉄道系カード
発行体のカード	サーバー型電子マネー	インターネット系ギフトなど (カードレス)

②クレジットカード支払の場合のトラブル

「海外業者とのクレジットカード決済のインターネット取引をした。ただ、相手が悪質な業者だったために意に沿わない取引をさせられた」といった悪質な加盟店への対応が問題になっています。

通常はカード発行会社に対応を求めることになります。ところが上記のような場合、加盟店とカード発行会社との間に決済代行会社、加盟店契約会社、さらに国際ブランドが介在しています。

本来なら加盟店契約会社が加盟店管理をするべきですが、それがおろそかになっている現状があります。

現在は、加盟店契約会社や決済代行会社らに登録制などを課した割賦販売法の改正案が検討されています。

③電子マネー支払いの場合のトラブル

「架空の利用代金の請求をされ、電子マネーで支払う羽目になった」「電子マネーを購入させて、IDを詐取された」といった発行業者の加盟店管理や被害防止策の遅れが問題になっています。そのため、苦情処理体制の整備などをうたった改正資金決済法が2016年6月3日公布され、あわせて金融庁の事務ガイドラインの改正案が公表されました。

Let's Check

●あなたはインターネット取引の決済をしたことがありますか？
その際どのような手段で決済しましたか？

●電子マネーを使った決済などで、トラブルになった経験はありますか？



memo



第2章

資産運用

- Ⅰ 人生設計・金利計算
- Ⅱ 小切手・手形について学ぶ

I

人生設計・金利計算

人生設計って何？

入学してから思うことは、時の早さではないでしょうか？この先、高校生活を経て、進学または就職、結婚、出産・育児、マイホーム取得など、ライフイベントは目白押しです。そして忙しくなるにつれて、時間はますますスピードアップしていきます。人生設計は、今後起こりうるさまざまなライフイベントを予測すること。それが第一歩となります。

① ライフイベントの予測の仕方

ライフイベントは、100人いれば100通りあります。似たものはあったとしても、すべての人が異なります。たとえば、結婚する人・しない人、子どもをもつ人・もたない人、家を新たに買う人・親から受け継ぐため買わない人など、人によりさまざまです。

ライフイベントを予測するにあたっては、自分だけでなく、親や兄弟についても考えてみます。自分の描くライフイベントは、家族との関係で影響を受ける可能性があるからです。家族は、最小構成単位の共同体でもあります。

家族のライフイベントに関しては簡単でもいいので、それぞれの年齢を記入した上で考えてみましょう。

例) 2歳上の兄は、来年大学に進学し、5年後には社会人となって独立する。

Let's Check

●自分自身のライフイベント表を予測して書いてみましょう。

経過年数		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
西暦	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	
和暦(平成)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	
家族共通イベント					葬式							
自分	年齢	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
					大学進学			就職	海外旅行	結婚		
未来の配偶者	年齢										結婚	
兄	年齢	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	29
			大学進学			就職・独立						
父	年齢	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61
										定年退職		
母	年齢	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
								パート退職				
備考	かかりそうなお金など		初年度 130万円	初年度 130万円					30万円		折年後 100万円	

<あなたのライフイベント表>

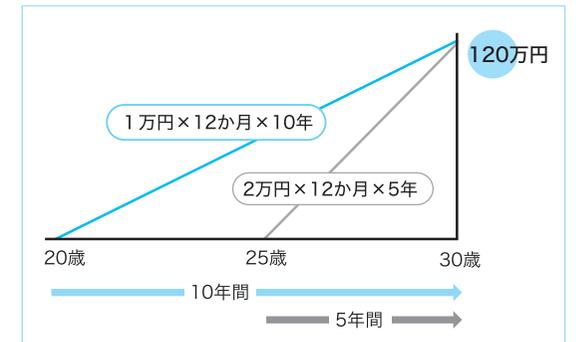
経過年数		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
西暦	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	
和暦(平成)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	
家族共通イベント												
自分	年齢	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
未来の配偶者	年齢											
兄	年齢	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	29
父	年齢	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61
母	年齢	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
備考	かかりそうなお金など											

② 人生設計とお金

お金が必要なライフイベントについて、いくらかかるか調べましょう。インターネットで検索すれば、いろいろな情報が得られます。お金がかかりそうなライフイベントに対しては、その準備が必要です。

社会人になって働くと、毎月の給与やボーナスをもらうようになります。つまり、収入はまとまってではなく、コツコツと得られるのです。そのため先輩社会人の多くが、計画を立て、毎月や半年ごとなど、計画的に積立をしています。将来の目標額に対する準備は、早くから始めることが非常に大切です。

次に準備プランの例を挙げます。30歳のときに120万円が必要なライフイベントを想定しましょう。10年かけて準備するなら毎月1万円の積立でよいことになります。対して、5年遅く始めると、その倍額が必要になるという結果が出ます。



③ 金利計算

つまり、目標額に達するために準備するお金に差が生まれることがわかりました。

ここでもうひとつ注意すべき点があります。先の例では、金利0%で計算されていることです。

金利（利息）が加わることも視野に入れると、その差はさらに拡大します。

【具体例】以下の数値は年複利で計算しています。

① 20歳から毎月1万円を積み立てた場合の10年後の額

- ・金利0% 120万円（積立額そのまま）
- ・金利1% 125万円
- ・金利3% 135.5万円
- ・金利5% 147万円

② 25歳から毎月2万円を積み立てた場合の5年後の額

- ・金利0% 120万円（上に同じ）
- ・金利1% 122.4万円（①より2.6万円減）
- ・金利3% 127.5万円（①より8万円減）
- ・金利5% 132.7万円（①より14.3万円減）

上の例を見て分かるように、同じ積立額であっても、早くから始めることで元利金が多くなります。これが「時間を味方につける」ともいわれる、複利効果です。

ライフイベントが描けたら、ぜひ複利効果を活用して、効率的なお金の準備を心がけましょう。

Let's Check

- 20年後にはどれくらいの差になるか考えてみましょう。



Ⅱ 小切手・手形について学ぶ

小切手・手形の実際の使われ方を学ぶ

小切手・手形は、現金の代用物ないしは支払いのために使われています。したがって、簿記での取り扱いも特別な配慮が必要とされていました。法律上も、特別なルールが定められています。

実際の商取引において取扱数は減少傾向にありますが、実務上は重要な機能を果たしています。この章では、実際にどのように取り扱われているのか、ルールおよび注意点を勉強します。

① 支払いの手段（小切手・手形以外も含む）と注意事項

日常生活で物を買った場合、いろいろな支払方法があります。例えば、現金、ICカードでの支払いはよく遭遇すると思いますが、その他に、デビットカード、クレジットカード、銀行振り込み、手形での支払い、小切手での支払いなどがあります。

【出題1】

それぞれのメリット・デメリットを考えながら、下記の表の空欄を埋めてみましょう。

種類	使いやすさ (簡単 or 複雑)	金額の上限 (あり or なし)	支払いの時期 (即時 or 後)	盗まれた場合
現金				
電子マネー				
デビットカード				
クレジットカード				
小切手・手形				

② 小切手について

ここでは、簿記の教科書に載っている項目を、法的観点から説明します。

1) 小切手とは何か・その機能

小切手とは、振出人が支払人（通常は銀行）に宛てた、所持人に対して一定金額を支払うことを委託した証券をいいます。

小切手の機能は、現金による支払いに代わる機能を果たしています。したがって、小切手を所持し、相手に提示しさえすれば支払ってもらえます。

2) 小切手の注意事項

小切手を扱う場合には、小切手に書かれていることだけを考えます（文言券面性）。では、どのようなことが書かれているのでしょうか。

小切手には、①「小切手」であることを示す文字 ②一定の支払いを委託する文字 ③支払人の名称 ④支払地 ⑤振出日および振出地 ⑥振出人の署名のすべてが必要です。これらの文言がない場合には無効な小切手となります。振り出す場合は記載漏れがないように、また、受け取った場合には必ず確認しましょう。

3) 線引小切手

前述のように、所持人が銀行に提示して支払いを求めれば支払われるので、小切手が盗難に遭ったり・紛失して、本来の所持人ではない所持人が支払いを受けてしまう危険があります。そのような危険を防ぐための制度が、線引小切手という制度です。

小切手の券面に2本の線を引くこと（これを「線引」といいます）によって、支払いを受けられる者を限定し、上記の危険を少しでも防ぐ制度です。

●線引小切手にも2種類あります。

- ①一般線引小切手：単純に2本線を引いているか、2本線の間に「銀行」「Bank」と記載されているもの
- ②特定線引小切手：2本線の間に特定の銀行が指定され記載されているもの

③手形について

1) 手形とは何か・その機能

手形には、①為替手形と②約束手形の2種類がありますが、日本国内では約束手形が使われる場合がほとんどですので、約束手形の注意点を説明します。

手形は、小切手と同じように現金による支払いの代わりに利用される機能を有していると共に、一定期日までは支払いを猶予されるという機能を有していることが重要です（これを信用機能といいます）。

2) 約束手形の注意事項

約束手形には、次の3点に特徴があるので、手形を扱う場合（振り出す場合、受け取る場合）には、注意が必要です。

2) -1 記載事項：約束手形については、小切手と同じように、手形面上に書かれていることだけを考えます（文言券面性）。実際には、銀行が発行する手形の様式を使うのですが、手形を受け取った場合には以下の記載事項が「あるか」「ないか」をチェックして、有効なものかどうかを判断することが重要です。

- 手形の記載としては、①絶対的記載事項（手形に書かなければならない事項） ②任意的記載事項（書けば有効になる事項） ③有害的記載事項（書いたら効力が生じない事項）があります。
- ①絶対的記載事項／ i) 「約束手形」であることを示す文字 ii) 金額 iii) 単純なる支払い文句 iv) 満期 v) 支払地 vi) 受取人 vii) 振出日 viii) 振出地 ix) 振出人の署名 が挙げられます。
- ②任意的記載事項／ i) 利息の記載 ii) 裏書禁止文句（指図禁止文句）が挙げられます。
- ③有害的記載事項／ i) 分割払いの記載 ii) 法定以外の満期の記載 iii) 支払いを反対給付にかからしめる記載が挙げられます。

2) -2 裏書：手形を他の人に譲り渡す場合には、「裏書（うらがき）」という特別の方法によります。

手形の裏面に譲り受ける人の署名をすることで権利が移転します。また、裏書をした人が複数いた場合、後の人は、前の人にも請求することができます。実際の取引においては、裏書欄に数多くの人がいる場合には注意が必要です。

2) -3 割引：手形の満期まで所持し、満期で支払いを求めれば、当然のことですが、金額のとおり支払われます。

しかし、満期まで待てない場合（満期より前に資金が必要となった場合など）には、手形を買ってもらって、資金を調達することもできます。その際には、実際の金額より安く買ってもらうので「手形の割引」といいます。

3) 支払われなかった場合

手形の支払いを求めたにもかかわらず（通常は、銀行に持参し、手形交換所を通じて行われます）、振出人が何らかの理由で支払うことができない場合を「手形の不渡り」といいます。

手形の不渡りを、半年以内に2回起こしてしまうと、手形交換所に参加する金融機関(国内のほとんどの金融機関が参加しています)から「取引停止処分」をなされます。

取引停止処分がなされると、金融機関での当座勘定取引および貸出取引が停止されます。事実上、経済活動ができなくなる非常に厳しい処分なので、経営者は「手形の不渡り」を出さない最大限の努力をします。



第3章

ECO 生活

- Ⅰ 地球環境・温暖化を考える
- Ⅱ 省エネルギー・資源を考える
- Ⅲ 自転車の日常点検・調整のすすめ
- Ⅳ しっかり読みたい自転車の取扱説明書

I

地球環境・温暖化を考える

地球環境について考える

私たちの住む地球は、大気に包まれ、豊かな水をたたえた生命体の住む惑星です。私たち人類は、地球上の生命体のひとつに過ぎません。地球の環境というものは、私たち人類や動植物たち、あらゆる地球上の生命体の生命や生活に少なからず影響を与え、その存在を大きく左右する要因ともなります。

①まずは自分の頭で考えてみましょう

地球環境は、近年特に悪化し、異変が生じてきているといわれ続けています。あなたはどんな問題があると認識していますか？

【出題1】 地球規模の環境問題として、考えられるものを挙げなさい。

②地球温暖化の基礎知識

地球の表面は大気で覆われています。地球に届いた太陽光（日射）で温められた地表は、赤外線の熱放射を行います。

反射や輻射熱は、最終的には宇宙に放出されるのですが、大気中には、この赤外線を多く吸収する一方で、再放射することで、地表に戻しながら、大気を温める、二酸化炭素などの一部のガスが含まれています。

ちょうど温室のガラスのように、地球を暖めることから、温室効果といい、この効果を引き起こすガスを温室効果ガスといいます。

もし、この温室効果ガスがなければ、地球の平均気温は、マイナス14℃になり、氷の世界になるといわれています。

しかし、温室効果ガスが増えすぎると、地球を暖かくし過ぎることとなります。これが地球温暖化といわれる所以です。

【出題2】

温室効果ガスの主なものは二酸化炭素（CO₂）です。それ以外に京都議定書の削減対象に指定されている温室効果ガスは、どんなものがあるでしょう？

Let's Check



●以下の文のかっこ内にあてはまる語句を入れなさい。

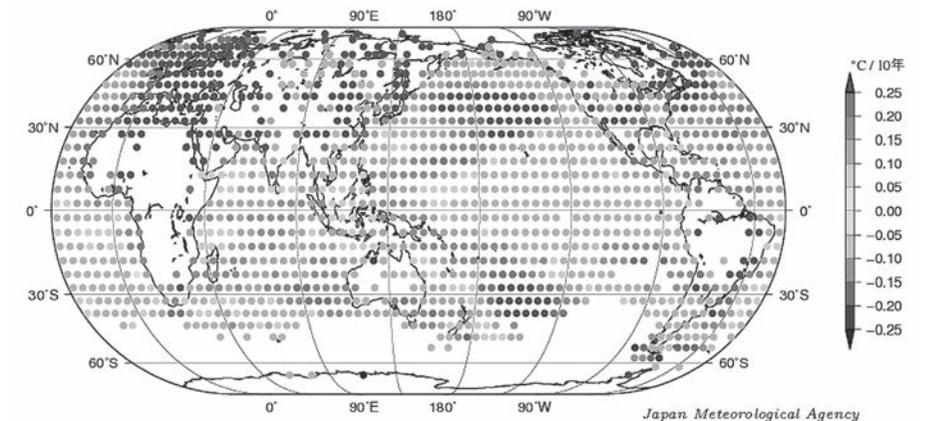
地球温暖化は、大気中の [ア] の濃度が高まることにより、地球の温度が [イ] する現象である。

温暖化は、産業革命以降の「化石燃料」と呼ばれる [ウ] [エ] などを掘り出し、燃やした際に発生する [オ] が増えたのが主な原因と考えられている。

【出題3】

現在、地球温暖化により、引き起こされていると考えられている環境問題を挙げなさい。

年平均気温長期変化傾向 1979-2015年



図中の丸印は、5°×5°格子で平均した1979-2015年の長期変化傾向（10年あたり）を示す。灰色は、信頼度90%で統計的に有意でない格子を示す。

（出典 気象庁ホームページ） http://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/temp/an_wld.html

③地球温暖化防止の取組み

地球温暖化の防止を目的とした温室効果ガスの削減は、地球規模の取組みが不可欠です。

地球温暖化に関しての国際的機関としては、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）があります。IPCCは、WMOとUPEPにより、世界中の科学者が集結し、地球温暖化を解明、評価報告書をだす政府間機構です。

また、1992年にブラジルのリオで開催された国連環境開発会議（通称・地球サミッ

ト)で、「気象変動に関する国際連合枠組み条約」が採択され、アジェンダ21も合意されました。

【出題4】

気候変動枠組み条約（地球温暖化防止条約）の第7条により、1995年から毎年ひらかれている締約国会議はなんというでしょう？

④日本の温暖化防止対策

日本は、世界全体の二酸化炭素排出量の約3.9%を排出しており、世界で5番目に多い排出国となっています。

温室効果ガスの濃度を安定させるためには、排出量を50%削減する必要があるといわれていて、2008年の洞爺湖G8では、2050年までに世界全体の排出量の50%削減目標を共有しました。

1998年に『地球温暖化対策の推進に関する法律』（温対法）が施行され、2006年からは、「温室効果ガス排出量策定、報告、公表制度」も始まっています。また、2013年11月には、「ACE(Actions For Cool Earth): 攻めの地球温暖化外交戦略」を発表するなどの取り組みを行っています。

【出題5】以下の2点について考えてみましょう。

①低炭素社会の実現をめざし、こういった取組みが有効と考えられるでしょう？

②温暖化防止のために私たちにできることは何があるでしょう？

Let's Check

●以下の文のかっこ内にあてはまる語句を入れなさい。

[ア] 社会とは、[イ] の原因である [ウ] などの温室効果ガスの排出を削減するため、[エ] 配慮を徹底する社会システムである。

●主な温室効果ガスである二酸化炭素とメタンの濃度を宇宙から観測する、日本の人工衛星（温室効果ガス観測技術衛星）GOSATの愛称はどれでしょう？

あかつき いぶき ひとみ

II

省エネルギー・資源を考える

持続的発展に必要なエネルギー

エネルギーは、現代社会の基礎基盤となる要素の一つです。エネルギー革命で、石炭から石油に推移したものの、これら石炭・石油・天然ガス・鉄鉱石などの燃料や原料の地球の埋蔵量には限りがあります。

私たちの社会生活の発展は、再生不能資源の大量消費とともにあったともいえます。電気を作るための代替エネルギーとして、原子力発電に移行した国も多くありますが、ウラン使用のため、放射能問題が多々発生しています。

①持続的発展

発展を持続させるためには、省エネルギーや再生可能エネルギーの推進が不可欠となります。

Let's Check

●現在、導入がすすむエネルギーには、どんなものがありますか？



【出題1】

再生可能な資源は何とよばれているでしょう？

【出題2】

石炭・石油・原子力・天然ガスなど、自然のエネルギーは、一次エネルギーといえます。では、それらからつくられる電気・ガス・ガソリンなどは何というでしょう？

② 暮らしの省エネ 原子力発電の課題について

私たちが、便利な生活を享受するにあたり、電気やガス、ガソリンなど多くのエネルギーが需給されています。私たちの暮らしで使うエネルギーは、エネルギー資源から作られていますが、日本では、エネルギー資源のほとんどが、輸入による化石燃料です。

限りある資源を大事に使い、温暖化を防止するためにも省エネが必要となります。

Let's Check

● 家庭のエネルギー消費で、二酸化炭素が一番多く排出されているのは、何でしょう？

ア 水道 イ ガス ウ ガソリン エ 電気 オ 灯油

【出題3】

原子力発電の課題について述べてください。



【出題4】

家を高断熱、高气密にするとともに、太陽光パネルなどで家庭の電気を作り、作った電気を蓄電池などにため、省エネ機器などで電気を賢く使う設備を備えた家をなんといいでしょう？

【出題5】

以下のことについて考えてみましょう

① 省エネルギーにつながる、私たちが学校や家庭でできることは何でしょう？

② 家庭で使っている主な電気製品の消費電力を調べてみましょう。

(例) エアコン 冷房時消費電力 × 台 = ワット



Ⅲ

自転車の日常点検・調整のすすめ

改正道路交通法で自転車事故にも厳しい目

2015年6月1日に改正道路交通法が施行され、自転車は軽車両として厳しい取り締まりの対象となりました。整備面では「ブレーキは前輪及び後輪にかかり、時速10km/hのとき、3m以内の距離で停止させることができること」と規定されており、不良自転車は違反となります。事故を起こさないためにも、点検・整備を怠らないことが重要です。

はじめに

自転車事故で、製品によるものと分類される案件では、日常点検が不十分なために起きているものが少なくないのではと、事故品の調査をしていると思うことがよくあります。自転車の点検・調整に対する意識の低さを我が家においても日頃感じています。是非とも日常点検や調整の知識、習慣を身につけて、安全かつ安心して、しかも快適に自転車を活用したいものです。

※ここに記載した内容は、製品の取り扱いに対する保証をするものではありません。製品を正しく安全にお使いいただくためには、取扱説明書を必ずお読みください。

①事故情報から点検のポイントを検討してみよう

平成27年度消費者庁の事故情報から自転車事故を防ぐための点検・調整のポイントはどこにあるのか、一緒に検討してみましょう。

●前輪・フロントフォーク

- ・前輪が外れる ⇒ なぜ外れた？
- ・フロントフォークの破断 ⇒ 事故にならないためには？
- ・前輪ロック ⇒ なぜ前輪はロックした？

●フレーム

- ・フレームが折れる ⇒ 事故にならないためには？

●ハンドル

- ・ハンドルが効かない ⇒ なぜ効かない？

●ブレーキ

- ・ブレーキの調子 ⇒ 何をして維持する？



●チェーン

- ・チェーンが外れた ⇒ なぜ外れる？

●その他の部品

- ・グリップの外れは、雨ざらし、自分で交換した不完全な取付に注意する。
- ・その他、ねじ、部品のゆるみの確認をする。

②新車を買いました。最初に何をしますか？

自転車を購入したときに、体格に合わせた調整、取扱いの注意の説明など必ずしもしてくれないお店があります。通販ではこのような作業はなおさら難しいでしょう。念のために、新車時のチェックを自分でしておきましょう。

<組み立て技術で難しいところを中心に確認しましょう>

自転車販売店の店員さんの資格試験に、一般財団法人日本車両検査協会認定自転車技士の資格試験があります。実技試験の審査結果で、出来の悪い項目をワースト10として一般財団法人日本車両検査協会のホームページで公表しています。このワースト10こそが組み立て技術で難しいところになります。したがって、新品時にはこの項目(下記)に沿って確認するのが効果的です。

- イ) スポーク組と張力不足
- ロ) 車輪の振れ、緩み、フレームの隙間
- ハ) 変速調整
- ニ) リムブレーキの調整
- ホ) ハンドルバーの姿勢
- ヘ) ハンドルの固定
- ト) サドルの固定・姿勢
- チ) ペダルの固定
- リ) チェーンをつなぎ
- ヌ) ブレーキワイヤの取付・長さ・キャップ
- ル) ブレーキブロックの固定
- ヲ) リヤリフレクタの取付・固定
- ワ) ベルの固定

③ nite 注意喚起ミニポスターをチェックしよう

(独法)製品評価技術基盤機構(nite)が収集した事故情報を基に作成したミニポスター「自転車の製品事故防止のために」がホームページに掲載されています。活用して、安全な自転車の取り扱いを身につけましょう。

- ・「点検不備や使用時の不注意で発生した事故」
- ・「購入したら(初期点検を受けましょう)」「新しい自転車を購入したとき」
- ・「使用するときは(乗車前点検を行いましょう)」「乗る前は必ず点検を行ってください」
- ・「スポーク、前ホークに異物の巻き込み」

<事故の再現ビデオも見てみよう>

実際に走行中に事故が発生しました。点検ポイントの参考にしましょう。

- ・「1. ペダルのはずれ」
- ・「2. 前輪ブレーキはずれ」
- ・「3. 泥よけの巻き込み」
- ・「4. チェーンのはずれ」

(出典:(独法)製品評価技術基盤機構ホームページ製品安全、製品事故防止啓発活動注意喚起ミニポスター「3-1 自転車1」「3-22 自転車3」)

スポーツ用自転車については、(独法)国民生活センターホームページの「構造と使用方法をよく理解しましょう」の動画を参考にしましょう。

- ・「前ホークが破損した例」
- ・「サドルの固定が緩んだ例」
- ・「自転車の転倒によって、リヤディレーラが路面と接触した例」
- ・「リヤディレーラが後車輪に巻き込まれた例」

(出典:(独法)国民生活センターホームページ[2015年6月23日:公表]スポーツ用自転車の取扱いに注意-構造と使用方法をよく理解しましょう)

④ 取扱説明書で点検・調整方法がわかりましたか？

取扱説明書に詳しく書かれていますが、慣れないと難しいかもしれません。しかし異常の早期発見、重大事故に遭わないために、点検方法は知っておく必要があります。

なお、必ず自分の自転車の説明書を確認して下さい。

IV しっかり読みたい自転車の取扱説明書

取扱説明書には事故を防ぐヒントがいっぱい

自転車の事故には、製品が原因の場合も含め、取り扱い説明書を熟読していれば防げたものがあつたりします。2015年6月1日に改正道路交通法が施行されました。軽車両に乗る運転者として、自分の自転車のことはよく理解しておきましょう。

はじめに

商品を購入すると商品の大きさや値段に係わらず、必ずといってよいほど取扱い説明書が付けられています。私たちは、取り扱いのわからない製品の説明書は一生懸命読みますが、何とかなるだろうといきなり扱ってしまうこともよくあることだと思います。扱い方によっては危険を伴う機器でありながら、あまり読まれていないのも実情のようです。

今回は、事故を防ぐヒントが詰まっている自転車の取扱説明書を見ていきましょう。

① 自転車の取扱説明書とは

自転車の日本工業規格(JIS)の一つに「一般用自転車」(JIS D 9301)があります。この規格では取扱上の注意事項を明示した「取扱説明書」を製品につけることを義務付けています。

<取扱説明書に明示されている取扱上の注意事項>

- A) 説明書を読み、保管する
- B) 交通法規を遵守する
- C) 荷物積載時の注意及び警告
- D) 幼児用座席の取付け及び幼児同乗時の注意
- E) ヘルメットの着用
- F) 正常な乗車姿勢
- G) ブレーキの掛け方及び注意
- H) クイックリリースハブの使い方
- I) チェンジギヤ装置の使い方
- J) 駐輪時の注意
- K) タイヤの標準空気圧又は最大空気圧
- L) 折り畳み又は分解の方法及び注意



- M) 乗車直前の確認
- N) 点検及び調整の時期、点検の箇所及び方法
- O) ブレーキワイヤ及びブレーキブロックの交換時期
- P) 注油
- Q) 夜間の使用における注意
- R) 雨天、雪及び強風時の使用における注意
- S) 保管上の注意事項
- T) 標準予備部品
- U) その他必要な注意事項
- V) 使用者のための相談窓口の所在地、電話番号及びファックス番号
- W) 廃棄に関する情報

②自転車の取扱説明書を読むということ

事故が起きると、使い方、管理のしかた、品質などいろいろな要素が絡み合い、事故原因が特定しにくい製品の 하나가自転車です。もし取扱説明書の指示に従っていたら防ぐことができた事故もあったかもしれません。

<知っていましたか？>

- ・乗る前の重要点検ポイントはどこか
- ・自転車安全利用五則とはなにか
- ・注油禁止箇所

③取扱説明書の内容をしっかり把握しておきましょう

記載されている内容がどのようなものか見ていきましょう。1項のJISのリスト順に内容を見ていきます(下記項目のカッコ書きアルファベットがJISのリストと対応しています)。製品ごとに読みやすさはさまざまです。メーカーは読みやすい説明書をつける努力が必要ですが、取扱説明書は必ず目をとおすことが大切です。

なお、説明は一般的な内容です。必ずご自身の自転車の取扱説明書に従ってください。

<知らない項目を認識しましょう>

下記の四角の欄に、知らない項目の場合にチェックを入れ、後で必ず確認し、安全・安心に役立ててください。

- イ) 取扱説明書および品質保証書について (A)
- ロ) 自転車に関する法律(一部) (B)
- ハ) 各部のなまえ
- ニ) 荷物を積むときは、荷物の大きさ (C)、チャイルドシートの使用 (D)、ヘルメットの着用 (E)
- ホ) 正しい乗車姿勢 (F)
- ヘ) ブレーキ操作のしかた (G)
- ト) 乗る前の調整方法
- チ) サドルの調整のしかた
- リ) ハンドルの調整のしかた
- ヌ) 変速機の使い方 (I)
- ル) 駐輪のしかた (J)
- ヲ) タイヤへの空気補充のしかた (K)
- ワ) ダイナモ操作のしかた
- カ) 乗る前の重要点検ポイント (M)(N)(O)
- ヨ) お手入れ (P) と保管 (S)
- タ) 夜間の使用における注意 (Q)
- レ) 風・雨・雪がひどいときや視界が悪いとき (R)
- ソ) すべりやすい路面など (R)
- ツ) 部品交換上の注意 (T)
- ネ) 安全上の取扱注意事項 (U)
- ナ) このようなときの注意 (U)
- ラ) 廃棄について (W)
- ム) 正しい使用条件
- ウ) サビを防止し、長持ちさせるために
- ヰ) その他



memo



発展編

2年生で学ぶ
賢い消費者への道

- 第1章 ファイナンシャルリテラシー
- 第2章 消費者力
- 第3章 デジタルイノベーション

第1章

ファイナンシャルリテラシー

- I 人生設計
- II 人生設計・金利計算

I

人生設計

人生設計を考える意義

大袈裟なタイトルようですが、決して難しいことではありません。ひと言でいうと「今後起こりうるさまざまなできごと（ライフイベント）を予測しましょう」ということです。高校生活も半ばなら、マラソンの折り返し点近く。卒業後の進路が進学または就職に分かれたとしても、結婚、出産・育児、マイホーム取得など、将来のライフイベントは目白押しです。そして忙しくなるにつれて、時間はますますスピードアップしていきます。人生設計は、今後起こりうるさまざまなライフイベントを予測することが第一歩です。

①根無し草という生き方からの脱却

極論をいえば、人生設計が無くても生きていけます。時間も同じように過ぎていきます。でも、それは、羅針盤なしの航海。根無し草のように流されて、どこに行き着くかわかりません。そうなってから後悔しても遅いのです。

ライフイベントは、100人いれば100通り。似て非なるものです。結婚する人・しない人、子どもをもつ人・もたない人、家を買う人・親から受け継ぐ人・・・さまざまです。また時間が立てば、状況の変化もあります。

自身のライフイベントをあらためて予測して表にしてみましょう。家族関係の影響を考慮し、親や兄弟も年齢を併記して表に配置し、各人のライフイベントを簡単に記入しておけば、より効果的な予測を立てることができます。

例) 今年大学に進学した2歳上の兄は、4年後に社会人となり独立する。

Let's Check

●自分自身のライフイベントを予測して書いてみましょう。

経過年数		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
西暦	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
和暦(平成)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
家族共通イベント					結婚式						
自分	年齢 16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
				大学進学				就職	海外旅行	結婚	
未来の配偶者	年齢										
											結婚
兄	年齢 18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	29
			大学進学			就職・独立					
父	年齢 51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61
										定年退職	
母	年齢 49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
								パート退職			
備考 かかりそうなお金 など										30万円	折り返し 100万円

あなたのライフイベント表

経過年数		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
西暦	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
和暦(平成)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
家族共通イベント											
自分	年齢 16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
未来の配偶者	年齢										
兄	年齢 18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	29
父	年齢 51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61
母	年齢 49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
備考 かかりそうなお金 など											

●「やりたいことが全然思い浮かばない」という方へ

もし、将来やりたいことが全く思い浮かばない方は、次のように考えてみましょう。何らかのヒントを思いつくかもしれません。

①皆さんは船に乗っています。その船が座礁して、5分後には沈んでしまいます。最後に言い残すことは何でしょうか？

②「これは絶対にやりたくない」という、逆の発想をし、その理由を考えてみましょう。消去法で考えとみると、やりたいことの糸口が見つかるかもしれません。

また、過去のうれしかった体験や、反対に嫌だったこと、現在仲の良い人、好きなテレビ番組や本などからも、手がかりが得られることがあります。

②人生の三大資金

住宅資金、教育資金、老後資金が人生の三大資金とよばれています。

●住宅資金/地域や立地(都市圏かどうか)などで違いますが、戸建て・マンションとも、約3,000万円~4,000万円くらいの購入費になります。

すでに住む家があって買わない人はかかりません(ただしリフォーム費用は必要です)し、一生賃貸に住むのであれば、買う人より少なくて済みます。もっとも一生賃貸だと、老後まで賃料負担が継続します。

●**教育資金**／中学校から私立に進学し、大学は私立文系に通う場合、子ども1人あたり1,600万円程度です。もちろん2人ならこの倍額ですし、子どもがいなければかかりません。

●**老後資金**／老後のくらしぶりにもよりますが、年金だけでは不足する額の目安は、おおよそ3,000万円です。老後資金は住宅資金や教育資金と異なり、誰しも準備が必要です。

ライフイベントによっては、これら以外にも準備が必要です。たとえば結婚資金や海外旅行費用などです。三大資金を含めて、いずれも発生が予想される時期に向けて蓄えることとなります。

③お金を貯めるには

お金を貯める方法は、原則として次の3つです。

- ①収入を増やす
- ②支出を減らす
- ③運用する

※③については、発展編 第1章 - II 「人生設計・金利計算」で詳しく学びます。

Let's Check

●**積み立てプランを立ててみましょう。**

30歳の時に120万円が必要なライフイベントに対して、10年かけて準備する場合、毎月いくらの積み立てが必要でしょうか？ また、金利（利息）のつきかたによって積立額はどのように異なるでしょうか。金利0%、1%、3%、5%に分けて考えてみましょう。

II

人生設計・金利計算

ライフイベントを描いたら運用を考える

人生設計の第一歩は、今後起こりうるできごと（ライフイベント）を考えることです。「人生設計」の項目にあるフォーマットや記入例を参照して、ぜひ描いてみましょう。描きあがったライフイベント表の中で、お金が必要となるイベントについては前もって準備する必要があります。

①ライフイベントをもとに必要な目標金額を設定する

お金が必要となるライフイベントについては、それぞれに目標金額を設定し、お金を準備していくプランを立てなければなりません。まず、目標金額はそれぞれいくらか、調べてみましょう。インターネットで検索するといろいろな情報が得られます。

②運用すること

前項で、お金を貯める方法として①収入を増やす②支出を減らす③運用するの3つを紹介しています。

このうち③の運用に関しては、基礎編 第2章-I 「人生設計・金利計算」で、複利効果のパワーについて紹介していますので参照してください。

高い金利を求めて運用すると、うまくいけば大きく増やせますが、反対に元金を下回ってしまう場合もあります。期待される収益の見込み（リターン）と、収益のブレ幅（リスク）とは表裏一体のものなので、リスクが低くリターンだけ高い金融商品は存在しません。

将来積み立てるお金は、全額を運用するのではなく、元本保証のある安全な金融商品とに分けることが大切です。

このような預け分けを「ポートフォリオ」とよびます。

●知って便利「72の法則」

72という数字を、金融商品の年利率で割ると、元金が倍になる年数を計算できます。たとえば年利率3%でずっと運用できたとすれば、 $72 \div 3 = 24$ 年で元金が倍になります。

③時間価値と6つの係数

インターネットなどで調べたライフイベントの予想額は、現時点でかかりそうな(=現在価値)金額なので、実際のライフイベントが発生する将来時点の価値とは異なります。

この現在価値を将来価値に換算する方法が複利計算です。複利計算には、以下の6種類があります(計算式はすべて1年複利の場合です)。

①終価係数/現在保有している元本を、一定の利率で一定期間運用した場合に、将来いくらになるかを計算します。複利運用の基本となるものです。

計算式 将来価値 = 現在価値 × (1 + 金利) × 期間

②現価係数/目標金額から逆算して、一定の利率で一定期間運用する場合、現在必要な額はいくらなのかを計算します。

計算式 現在価値 = 将来価値 × 1 / { (1 + 金利) × 期間 }

③年金終価係数/一定の金額を積み立てて複利運用した場合に、将来いくらになるかを計算します。すでにまとまった元本がある場合と違って、今後積み立てていく際の係数です。

計算式 将来価値 = 現在価値 × { (1 + 金利) × 期間 - 1 } / 金利

④減債基金係数/一定の利率で一定期間運用して目標額にするために必要な、毎年の積立金額を計算します。

計算式 積立額(現在価値) = 将来価値 × 金利 / { (1 + 金利) × 期間 - 1 }

⑤年金現価係数/一定の利率で運用しながら、一定期間に一定額を受け取るためには、現在いくら元本が必要になるかを計算します。

計算式

現在価値 = 将来価値 × { (1 + 金利) × 期間 - 1 } / { 金利 × (1 + 金利) × 期間 }

⑥資本回収係数/現在ある元本を一定の利率で一定期間取り崩す場合に、1回あたりいくら受け取れるかを計算します。逆に、元利均等返済で借り入れた場合の返済額計算にも使えます。

計算式

将来価値 = 現在価値 × { (1 + 金利) × 期間 - 1 } / { 金利 × (1 + 金利) × 期間 }

④これから毎月積立を行うプラン

これから働いて将来への積立を毎月行う場合などに用いるのは、③の「年金終価係数」です。

〈年金終価係数 早見表〉

年	1%	2%	3%	4%	5%
1	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
2	2.010	2.020	2.030	2.040	2.050
3	3.030	3.080	3.091	3.122	3.153
4	4.060	4.122	4.184	4.246	4.310
5	5.101	5.204	5.309	5.416	5.526
6	6.152	6.308	6.468	6.633	6.802
7	7.214	7.434	7.662	7.898	8.142
8	8.286	8.583	8.892	9.214	9.549
9	9.369	9.755	10.159	10.583	11.027
10	10.462	10.950	11.464	12.006	12.578
15	16.097	17.293	18.599	20.024	21.579
20	22.019	24.297	26.870	29.778	33.066
25	28.243	32.030	36.459	41.646	47.727
30	34.785	40.568	47.575	56.085	66.439

Let's Check

- 年利3%複利で毎年24万円を10年間積み立てると、10年後の元利合計はいくらになるでしょう？

答は 24万円 × 11.464 = 275万円

※正確には毎月複利で計算されますが、計算が煩雑なため、年複利を使用しています。このように、複利効果は「時間を味方につける」方法です。ぜひ活用しましょう。

⑤お金を借りる場合

ここまでは運用して増やす場合でしたが、借りる側では、逆のことが起きます。利息制限法では、元本(貸付額)100万円以上の場合、年15%まで利息を取ることが認められています。

借入(ローン)を利用すると、元本+利息、すなわち借りた額以上を返さなければなりません。奨学金の利用など、使い方によっては有効な方法ですが、よく考えて利用することが非常に重要です。

Let's Check

- 100万円を年利15%で5年間借りっ放しにした場合、5年後の返済額はいくらになるでしょう？





第2章

消費者力

- Ⅰ 消費者市民社会って何だろう？
- Ⅱ 消費者力としての「食生活」
- Ⅲ 消費者力としての「住生活」
- Ⅳ 消費者力としての「環境」

I 消費者市民社会って何だろう？

消費者生活を通じて広く見た社会の姿

「事業者」と「消費者」の取引をベースにする生活を「消費生活」といいます。そこから「消費」は消費者個人の問題と思いがちですが、視野を広く持つと、「消費」がさまざまな「社会問題」と係わっていることがわかります。「消費者市民社会」とは、周りの社会問題や地球環境も考え、社会の発展と改善に消費者一人一人が自立的に参加する社会を意味しています。

①まず「消費生活」を知る

お金のやり取りが見えなくても、消費生活となることがいろいろあります。

【出題1】 以下は県内の公立高校に通う一宮ショウコ(仮名)さんの1日です。どれが「消費生活」にあたるか考えてみましょう。

- 朝、目が醒め顔を洗って朝ご飯の代わりにお菓子を食べて家を出た。
- 学校に行くため家の近所からバスに乗って電車の駅まで行った。
- 電車で学校の最寄駅まで行った。
- 車中では SNS をチェックし、オンラインゲームも少し楽しんだ。
- 駅から学校までは徒歩。友達とおしゃべりしながら歩いた。
- 学校で授業を受けた。お昼休みになった。
- 昼食は売店でパンとジュースを買った。友達と一緒に食べる。
- 午後の授業後は、卓球部の部活動をした。
- 部活動の後は、友だちと一緒に駅の近くでドーナツを食べて帰った。
- 帰宅後夕飯を食べ、学校の宿題。友だちにメールして不明点も解消。
- テレビを見た後でお風呂に入って寝た

②次に「消費者市民社会」を知る

ショウコさんの楽しみはショッピング。選ぶ基準はもちろん、自分が気に入った物です。お気に入りが見つければ、日頃のストレスも一気に解消します。

さて、ここで少し考えてみましょう。「消費生活」はショウコさんが満足してハイ終しまい、ではありません。消費は、私たちを取り巻くさまざまな問題と関連があります。社会や経済、地球環境、エネルギー・資源、貧困の問題など、多岐にわたっているのです。

こうした問題に与える影響を考えて、商品やサービスを選びましょう。消費することはすなわち、個人的な満足を追求するだけでなく、消費者の選択を通じてよりよい社会作りに参加することができる行為なのです。

③企業の社会貢献活動って？

グローバル化と共に企業概念は、ステークホルダー(株主を含む利害関係者)のために活動し、利益を追求するのが本来の姿とされています。ただし消費者にそっぽを向けられ社会的制裁を受ける事件などにより、「社会と持続可能な企業活動」という考え方も重要になってきました。CSR活動報告書やECOREポートを発表するなど、社会に対する貢献(公正性を保つことや、環境対策を施すことなど)を表明する企業が増えています。

消費者は、消費行動により企業のステークホルダーの一員(お客様)として、社会での役割を果たすよう要請することになります。

企業がこの社会的責任を果たすことは、環境効率向上によるコストの削減や技術革新、企業イメージの向上などのメリットがあると考えられています。

Let's Check

- 市内にある企業とその社会貢献について調べてみましょう！



④フェアトレードって？



フェアトレードとは、わたしたちが発展途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することを意味します。立場の弱い発展途上国の人々の生活改善と自立を目指さず「貿易のしくみ」をさします。

直訳すると「公平な貿易」です。現在は経済的社会的に弱い立場の発展途上国の人々にとり、「アンフェア」で貧困を拡大させる問題があります。経済格差を解消する「もう一つの貿易の形」としてフェアトレード運動が始まっています。

⑤環境を配慮した消費って？

実際にどんな行動が考えられるでしょう。その行動はどう環境を配慮してることになるのでしょうか。身近なところに答えはあります。

- チェック1 ごみを減らしましょう
- チェック2 水への配慮
- チェック3 生活のマナーを守る
- チェック4 家庭から緑を
- チェック5 エネルギーを大事に
- チェック6 家庭で環境の話を
- チェック7 車の運転
- チェック8 ものを買うとき

【出題2】 ショウコさんは「消費者市民社会」を知って行動が変化しました。以下の行動は、どこにどんな影響を与えるのでしょうか。[出題1]のケースと比べて違いを考え、何に配慮した行動か話し合みましょう。

- 朝、目が醒めて、学校に持っていくお弁当を作った。
- 朝ご飯にお握りを食べ家を出た。
- 学校に行くためには少し遠いけど、頑張って自転車通学している。
- 午前中の授業を終え、お昼休みは手作りのお弁当を食べた。
- お弁当のご飯は、県内産のお米。おかずは、市内で取れた野菜と卵を使った煮物や卵焼き。お箸はいつも持ち歩くマイハシ。
- 部活動後に友だちと一緒に輸入品のショップに行き、フェアトレードのチョコレートを買う。レジ袋はもらわずマイバッグに入れた。
- 自転車で帰宅。夕飯後に、学校の宿題。わからないところは友だちにメールして聞いた。
- お風呂に入って、寝た。

II 消費者力としての「食生活」

食品を知る

私たちが毎日営んでいる食生活はさまざまな形で私たちの力となっています。食べたものは栄養となって体を作ったり体の調子を整えたりします。また、食事の席はコミュニケーションを深める場でもあります。そして食材は社会や文化を知るきっかけともなります。毎日の生活を滞りなく送れるように食品を知っておきましょう。

①食品の生産者と消費者を結ぶ食品表示

食品表示に関する法律として食品表示法が2015年4月に施行されました。JAS法や食品衛生法、健康増進法などで決められていた食品表示制度を一本化した法律です。

食品は生鮮食品と加工食品に大きく分けられますが、生鮮食品のうち農産物では名称と原産地表示が義務付けられています。表示場所は容器包装の他、商品の近くで表示する方法でもよいことになっています。食肉の原産地は原産国名を記載します。水産物に必要な表示は名称と原産地ですが、輸入品の場合は原産国名、冷凍品を解凍した場合は「解凍」、養殖されたものは「養殖」との表示が必要です。

容器包装に入れられている加工食品では名称、原材料、アレルギー表示、内容量、期限表示、保存方法、製造者などが一括表示されます。このほか栄養表示も義務となっています。

食品表示例



②期限表示は2種類

期限表示は食品表示の中でもいちばんよく見られている表示でしょう。期限表示には消費期限と賞味期限の2つがあります。

消費期限は数日以内と期間が短く設定されていますが、この日までは食べても安全という期限です。これに対し、賞味期限はおいしく食べられる期限を示しています。いずれも保存方法に従って保存した時の期限です。

③食品の機能性表示

体を作り栄養素を補給して生命を維持する、おいしく食べて生活に潤いをもたらす

のが食品の大切な役目です。

近年注目を集めているのが食品の機能を表示できる「保健機能食品」です。これまで「特定保健用食品」「栄養機能食品」でしたが、2015年4月から新たに「機能性表示食品」制度が加わりました（この3制度に則った食品以外は一般食品ですので機能性の表示はできません）。

●特定保健用食品（トクホ）

保健機能成分を含み、その有効性と安全性を消費者庁が審査し許可します。「おなかの調子を整える」「血圧高めの方に」などの商品がありマークが決められています。

●栄養機能食品

特定のビタミン、ミネラル、脂肪酸の規格基準が設定されており、その基準に適合した食品です。基準に適合すれば、届出などは不要で表示できます。

●機能性表示食品

事業者が事業者の責任において食品の安全性と機能性に関する科学的根拠などの必要事項を発売前（60日前まで）に消費者庁に受け付けられれば、商品に機能性を表示することができます。2016年6月現在300あまりの届け出があり、加工食品ばかりではなく生鮮食品の届け出もあります。

パッケージに機能性表示食品の文字と届出番号が表示されています。消費者庁のウェブサイトで見出し番号ごとに安全性や機能性の根拠に関する情報を確認できます。

機能性表示食品には、一日に摂取する量の目安や摂取方法などの注意事項が書かれています。このほか表示義務事項として、医薬品ではなく疾病の診断、治療、予防目的としたものではないこと、食生活では主食、主菜、副菜のバランスが大切なこと、体に異変を感じた際は速やかに摂取を中止することなどがあります。

Let's Check

- 特定保健用食品、機能性表示食品、栄養機能食品、一般食品が一堂に集まる売場コーナーとは？

代表例として ヨーグルトや飲料、ガムなどの売場が挙げられます。

トクホマークのある商品、機能性表示食品、ビタミンやカルシウムが含まれる栄養機能食品、一般食品など、それぞれの表示を調べ、見比べてみましょう。

食品と安全

食品は毎日の生活に欠かせない商品ですが、生産から出荷、配送、販売と多くの人の手を経て消費者のもとに届きます。購入後も保存や調理を経て、飲食するまでも時間の経過があります。

食品にまつわるトラブルは、「食中毒」「異物混入」「誤表示」などのほか、飲食の際のちょっとした油断で起こる思わぬ事故、食品と間違えて口に入れてしまったことによる事故など、人が原因のトラブルもあります。

①異物混入

加工食品や外食などで問題となる異物混入のほか、食品の異常は消費者の手元にあるときにも起こります。保存方法が悪く腐敗が早く進み、異物混入のように見受けられることがあります。開封後、虫が入りこんだのに気づかずトラブルになることもあります。

②のどにつかえる

“もち”など飲食経験の長い食品でも、事故につながる場合があります。唾液の分泌量の減少、かむ力の低下などが原因。小学生では給食のパン、幼児ではこんにやくゼリーや飴の例があります。

③誤飲

誤飲の場合は、飲み込んだものによって対処法が違います。幼児はタバコやボタン電池、高齢者はキャンドル（菓子と誤認）、ペットボトルに詰め替えた漂白剤を家族が飲むといった事故例があります。気づくのが遅れると重大な被害になることがあります。

Let's Check

- 異物混入に気づいたときは、どうすればよいでしょう？

いつ気づいたか、対処方法は、見落としはないか、など消費者として知っておいたほうがよいことはいくつもあります。考えてみましょう。



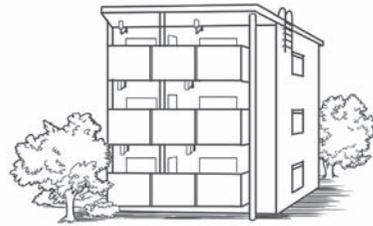
Ⅲ 消費者力としての「住生活」

独立して住むなら必要な知識をもとう

1人ぐらしを始めるときに賃貸アパートを借りることもあるでしょう。事前の注意が必要になります。ここでは不動産（賃貸アパート）の賃貸借契約の流れに沿って、どんな注意が必要か説明しています。

①ステップ1 物件（部屋）探し

最近「インターネットを利用した部屋探し」が主流になっています。自分の希望条件（家賃・駅からの距離・所在階・築年数・バストイレ別・角部屋など）をいくつか決めて検索してみましょう。希望地域の不動産会社に直接行くのも有効な手段で、インターネットや広告には出ていない部屋もあります。



②ステップ2 内見

図面や写真で気に入った部屋を必ず実際に確認しましょう。不動産会社が同行するのでわからないことは聞きましょう。内見では、家具が何もなく広く感じます。設置する予定の家具を具体的にイメージしましょう。コンセントの位置や数、電気のアンペア、インターネット使用可能環境も確認します。

プロパンガスか都市ガスかにより手持ちのガス器具が使えないこともあります。プロパンガスは都市ガスに比べ使用料金が割高です。共用部が著しく散らかっている物件は避けたほうがよいでしょう。駅から物件までの道、スーパー・コンビニ店舗などの生活環境や街灯などの防犯面も確認しましょう。

③ステップ3 入居申込みと貸主の承諾

申込み用紙に契約者の住所氏名勤務先などを記載します。この時に「連帯保証人」を決めます。連帯保証人は家賃の滞納や借主との連絡が付かなくなった際の緊急連絡先になります。この申込用紙の情報に基づいて審査があります。連帯保証会社の契約が必須の物件も増えてきました。連帯保証会社は滞納が発生した際に家主に代わり集金をします。

④ステップ4 重要事項説明と契約の締結

契約に先立ち「重要事項説明」があります。宅地建物取引業法に定められた説明で、宅地建物取引士が宅建士証を提示して行います。重要事項説明書には物件の所在地や所有者、設備などが記載されています。契約書には契約条件が記載されます。家賃や入居条件など内見時の説明と異なっていないか再確認します。



民法等の原則と異なる条件には「特約」として説明されます。退去時の費用負担などを確認しましょう。わからなければ確認し、納得できなければ契約しないことが重要です。主な特約として「ハウスクリーニング費用の借主負担」「入居時鍵交換費用の借主負担」などがあります。

●契約時の費用

- 敷金：貸主に預け入れる保証金です。退去時に全額が無利子で返還されますが便宜上、退去時費用と相殺されます。
- 礼金：貸主に支払う契約金のような性質で返還はされませんが商習慣として認められます。
- 仲介手数料：不動産会社に支払う手数料で家賃の1ヶ月以内と法律で定められています。
- 共益費・管理費：共用部（廊下など）の電気代や清掃費、管理人の費用、エレベータ等の電気代保守費用です。

⑤ステップ5 入居

入居時からの汚れや破損は管理会社に連絡して確認してもらいます。退去時のトラブル防止になります。最近はゴミ収集が有料の指定ゴミ袋になっている自治体が増えました。ルール違反のゴミは収集されません。深夜の騒音や共用部のマナーなどトラブルにならないようにルールとマナーを守りましょう。

⑥ステップ6 契約の更新

契約時に定められた契約期間（通常2年）が満了すると退去か契約の更新になります。退去する際は定められた期間に退去する旨を申し出てください。

更新する際には契約時に定められた更新料が必要になります。更新料には明確な法的根拠はありませんが、2011年最高裁判決により「著しく不当でない更新料は有効である」とされています。

更新時に近隣相場と比較して著しく不当な賃料は両者合意のもとで変更されることがあり、合意更新といいます。更新の際に何の手続きもせず従来そのまま更新されることを法定更新といいます。

⑦ステップ7 契約の終了・退去

退去の際には契約書に書かれている退去予告期間前に管理会社へ伝えます。退去日までに電気ガス水道業者へ連絡して精算をします。



⑧ステップ8 物件(部屋)の明け渡し

荷物を全て運び出したら簡単に清掃をしてください。明け渡して鍵を返します。



⑨ステップ9 敷金の精算

国土交通省が定めた「原状回復におけるトラブル防止のガイドライン」に基づき入居者と家主の原状回復割合が精算されます。基本的には通常使用による劣化は貸主負担となります。故意過失・善管注意義務違反による汚れや破損は借主負担となります。

退去時に法外な修理代を請求され、トラブルになる場合があります。

Let's Check

- トラブルを防ぐために、どんなことをすればよいか考えてみましょう。



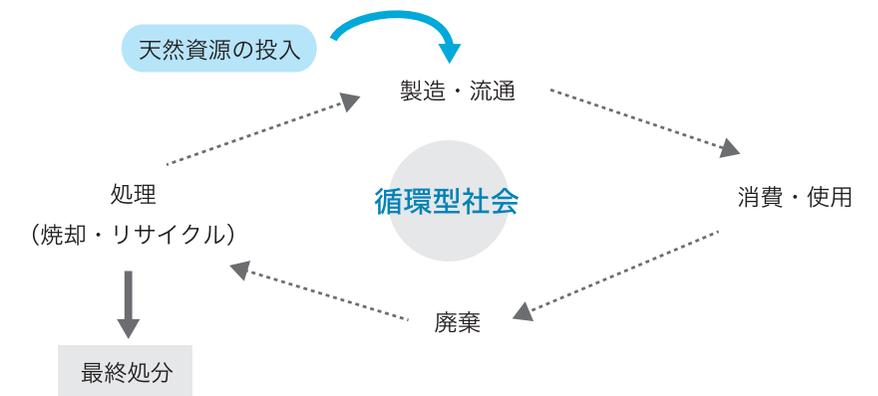
IV 消費者力としての「環境」

循環型社会をめざして限りある資源を大切にしよう

私たちの便利な生活には、天然資源が投入されて成り立っています。私たちの生活環境や景観を守るため、循環型社会をつくれるように、消費者としての知識を身につけ、日々の生活を見直してみましょう。

①循環型社会とは

物を大切にして、できるだけ資源として使い、限りある天然資源の消費を抑え、環境への負荷をできる限り減らす努力をする社会を「循環型社会」といいます。



- 知っておきたい「3R」
 - Reduce (リデュース) / ゴミをなるべく出さない
食品や日用品は最後まで使い切りましょう
 - Reuse (リユース) / 何度も使う。不要なものは必要な方に譲りましょう
 - Recycle (リサイクル) / ゴミは分別して資源に変えましょう
- さらに広げた5R (3R + 2R)
 - Refuse (リフューズ) / ゴミになるものを買わない、貰わないようにしましょう
 - Repair (リペア) / 製品を修理して大事に使いましょう

②「リサイクル関連法」について

循環型社会を実現するため、廃棄物の減量と再生資源の有効利用等を通じて、廃棄物の減量をはかるリサイクルの新たな取り組みを構築し、資源有効利用促進法のもと、環境負荷を減らすための法律です。

容器包装リサイクル法での各種リサイクルマーク



【出題1】 小型家電リサイクル法で、電話会社が使用済み携帯電話を回収するのは、何故でしょう？



【出題2】 現在、家電リサイクル法の対象となっている電化製品は何でしょう？

【出題3】 家電リサイクル法の対象品を、新しく買替えや、廃棄する場合、リサイクル料金や、運搬料がかかりますが、それは誰が払うのでしょうか？

【出題4】 資源有効利用促進法により、使用済みパソコンは、メーカーに回収・リサイクルが義務付けられましたが、周辺機器は回収してくれますか？

【出題5】 自動車リサイクル法で、原則、新車購入時、車の所有者がリサイクル料金を支払ったときに発行されるものは何でしょう？

Let's Check

●リサイクル関連法が次々と施行される原因は何か、考えてみましょう。

③省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）

この法律は、産業部門および大幅にエネルギー消費量が増加している民生（家庭＋業務）部門での省エネ対策を強化するため、工場や建築物、機械・器具についての省エネ化を進め、効率的に使用するためのものです。

全温室効果ガス排出量の3割を占め、CO₂削減効果の排出量が増えている民生（家庭＋業務）部門における住宅や建築物に関する省エネ対策の措置を強化します。

●トップランナー制度

エネルギーを多く消費する特定機器の省エネルギー基準を、それぞれの基準設定時に商品化されている製品においてもっとも省エネ性能が良い製品以上に設定するという制度です。各メーカーは、トップランナー基準（目標基準値）以上の性能をめざし製品を開発します。

●省エネルギーラベリング制度

2000年8月に日本工業規格（JIS）によって導入された制度です。家庭で 사용되는製品を中心に、トップランナー基準（省エネ法で定めた省エネ性能の向上を促すための目標基準）を達成しているかどうかを、製造事業者などが「省エネルギーラベル」で表示します。購買者は製品を選ぶ際に、省エネ性能を比較することができます。

●省エネ性マーク

達成できた製品はグリーン、未達成製品には、オレンジのマークを表示します。（2015年現在の対象は21品目）



●統一省エネルギーラベル

小売り業者が製品の省エネ情報を表示するための制度で、2006年から開始されました。省エネ性能をホシ（★）の数で表しています。統一省エネルギーラベルの表示対象製品は、エアコン、冷蔵庫、テレビ、電気便座、蛍光灯器具の5品目です（2015年現在）。

※簡易型ラベル対象製品として、電気冷凍庫、ジャー炊飯器、電子レンジ、DVDレコーダー、VTR、ガス調理器、ガス温水器、石油温水器、電気温水器（エコキュート）、電球形LEDランプがあります。



Let's Check

●「しんきゅうさん」で調べてみよう

「しんきゅうさん」は、環境省のサイトにあるナビゲーションコンテンツです。家庭での消費電力量の多い、エアコン・テレビ・冷蔵庫・照明器具などについて、パソコンやスマートフォンで、いま使っている製品と、省エネ製品を比較チェックできます。

<http://shinkyusan.com/index.html>

memo



第3章

デジタルイノベーション

1 ネットトラブル

I

ネットトラブル

便利だから増えるネットトラブル

“豊富な商品の品ぞろえが魅力”“店舗に出向かなくてもいい”などの理由で、インターネット取引はパソコンやスマホなどの普及とともに急速に広がってきています。同時に同取引は対面取引ではなく、また購入しようとしている商品などが直接確認できないことなどからトラブルも増加しています。

①トラブル相談件数の現状

2014年にPIO - NET *に寄せられたインターネット通販（出会い系など有料サイトのサービスも含む）の相談件数は24万4000件、昨年比で2割増です。

（出典：国民生活センター 各種相談の件数や傾向 2016年3月30日更新）

* PIO - NET (Practical Living Information Online Network System バイオネットという)：「全国消費生活情報ネットワークシステム」のこと。国民生活センターが全国の消費生活センターに寄せられた情報を収集しています。

Let's Check

●インターネットトラブルにあったことがありますか？



②注意！ ネット通販にはクーリング・オフがない

インターネット取引は消費者が事業者からインターネットを介して、商品やサービスの提供を受けるので、特定商取引に関する法律（特定商取引法）による通信販売に該当します（同法第2条2項）。

特定商取引法は通信販売取引における広告の表示義務として、返品特約に関する事項など13項目を定めています（同法第11条 同施行規則第8条）。誇大広告や著しく事実と相違する広告の禁止を定めています（同法第12条）。また、顧客の意に反して契約の申込みをさせようとする行為の禁止を定めています（同法第14条）。

電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例（電子消費者契約法）では、事業者は消費者が注文内容を確認することができる対応などをしていない場合には、消費者に重大な過失があるパソコンの操作ミスであっても契約は無効となります（同法第3条）。

③納得がいかない！ - 広告画面のしかけ -

高校3年生のショウコさんは、ある化粧品販売業者のPCのネット広告に見入っていました。広告画面には“今なら無料”“お試し”とうたっています。お金もないし、これ幸いとお試しの化粧品を手に入れたくて、PCの画面上で手続きを進めました。

Let's Check

●ショウコさんの望みは叶ったのでしょうか？

画面で申込みボタンをクリックして手続き完了。ショウコさんは、ただで化粧品が手に入ると喜んでいました。ところが、後日、お試しではなく、定期購入手続きをしていたことがわかりました！定期購入しなくてははいけませんか？

※定期購入については画面上には直接の表記がありません。また、確認画面にも定期購入についてはふれていません。



④ネットトラブルのいろいろ

デジタルイノベーションは次々と目新しいコンテンツを生み出し、利用者の獲得を競い合っています。注目を引きつけるためのあの手この手の裏側で、トラブルも姿形を変えて広がっています。

- ・ネットオークション
- ・オンラインゲーム

⑤事業者情報公開

インターネット取引の契約前に事業者に関する評価などを知ることができます。

●マーク制度

- ①オンラインマーク：(公社)日本通信販売協会が一定程度の実績を持つネット業者に与えるマーク
- ②ジャドママーク：(公社)日本通信販売協会が同協会の正会員に対してのみ与えているマーク
- ③プライバシーマーク：(一財)日本情報経済社会推進協会が個人情報を適切に管理している事業者の使用を認めるマーク

①



②



③



●国が公表している“取引をしてはいけない業者”一覧

消費者庁：悪質な海外ウェブサイト一覧（2016.8.19 現在）

http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/160819adjustments_1.pdf

海外ネット通販サイトでの模倣品販売や詐欺の未然防止を目的に公表しています。

●主なトラブル相談窓口

①消費生活センター：原則として相談者の住所地を管轄する地方公共団体などが運営して消費者相談全般を受付けています。電話番号：188

②国民生活センター越境消費者センター（CCJ）：海外ショッピングでトラブルにあった消費者のための相談を受付けています。電話相談は不可です。

メール：contact@ccj.kokusen.go.jp ファックス：050-3383-4952

ウェブ：<https://ccj.kokusen.go.jp/soudan/>

③通販110番/日本通信販売協会：公益法人である日本通信販売協会が通信販売に関する消費者相談を受付けています。電話番号：03-5651-1122

④迷惑メール相談センター：総務省の委託を受けた日本データ通信協会が運営する相談窓口。主に不特定多数へ同意を得ずに送られる広告宣伝目的のメールの相談を受付けています。電話番号：03-5974-0068

⑤一般社団法人 EC ネットワーク：インターネット取引に関する相談を受付けています。電話の相談は不可です。

<http://www.ecnetwork.jp/postmail/postmail.html>

実践編

3年生で学ぶ 実社会と消費者

第1章 消費者リスク

第2章 ライフプラン

第3章 その他

第1章

消費者リスク

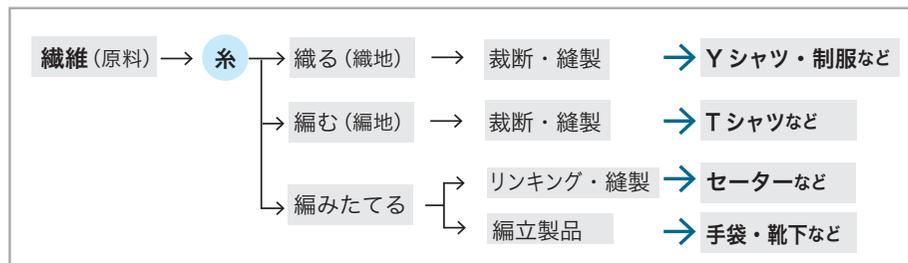
- Ⅰ 消費者力としての「衣生活」
- Ⅱ 契約とは？
- Ⅲ 苦情の伝え方
- Ⅳ ついついだまされる
- Ⅴ 悪質商法 どんなもの？

I 消費者力としての「衣生活」

衣服を知る

私たちが毎日着用している衣服は、快適な体温の保持、皮膚の保護、皮膚を清潔に保ち、さらに、社会秩序の維持、自己表現の手段、活動効率を高めるためなどの役割を果たしています。快適で安全な衣生活を送るために衣服の素材や繊維の特徴、着用時や取扱い上の注意点を覚えておきましょう。

①衣服がつくられる工程



②衣服の表示

衣服には、購入時、および購入後の取扱いの参考となるいろいろな表示がついています。そのなかで、組成表示と取扱い絵表示は、家庭用品品質表示法（消費者保護のために作られた法律）という法律で義務付けられています。

近年、衣服は、ビジネス市場の国際化により流通環境が大きく変わったため、国内外の表示を統一する必要性が生まれ、2016年12月1日から取扱い絵表示の記号（図柄）が変わることになりました（次頁参照）。

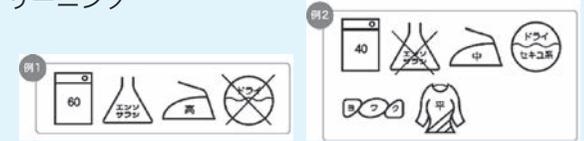
Let's Check

●衣服の表示を確認してみましょう。

取扱い絵表示は、縫いラベルなど容易に取れない方法で衣服に直接縫いつけられています。

●現在の取扱い絵表示

衣服の取扱いに関する内容を記号で、①洗いかた（水洗い） ②塩素漂白の可否 ③アイロンの掛け方 ④ドライクリーニング ⑤絞り方（任意） ⑥干し方（任意）が表示されています。



●今後の取扱い表示

5つの基本記号といくつかの付加記号の組み合わせで表示します。



表示例：消費者庁 <http://www.caa.go.jp/hinpyo/index.html> より引用

③衣服の取扱いポイント

着用や洗濯を繰り返すうちに汚れやダメージが加わるだけではなく、徐々に寸法変化（縮み・伸び）、色変化（色あせ・変色）、外観変化（毛羽立ち・毛玉・型くずれ）、強度低下（擦り切れ・破れ）などの現象が発生します。その現象の原因や対処方法を知っていると不具合の発生を防ぐことができ、さらに衣服を長持ちさせることもできます。

●洗濯により発生しやすい現象・・・蛍光増白剤の影響による変色

洗剤には、白く見せかけるために「蛍光増白剤（蛍光剤）」という一種の染料が含まれている場合があります。

- ・生成りや淡色製品は、蛍光剤入りの洗剤で洗濯をすると、色味が白っぽくなる。
- ・製品に直接振りかけない（部分的にしみ状に白っぽく変色したように見えることがある）。
- ・洗剤の容器の「蛍光剤配合」「蛍光増白剤」「無蛍光」などの表記を確認（漂白剤も「使用してはいけない繊維や素材」があるため、必ず、表記内容を確認すること）。

*その他、洗濯の際、毛羽立ちにより白っぽく変色することもあります。裏返したりネットに入れたりする方法も衣服を長持ちさせるポイントです。

●アドバイス◆制服のお手入れ（日常＆保管）

日常：ブラシ後、しわにならないようにハンガーにかけて温度・湿気を取り除く。
保管：取扱い絵表示どおりの洗浄後、クリーニングの袋を取り除き、防虫剤を使用して光の当たらないところで保管。

④衣服の安全性

1) 皮膚障害

皮膚はデリケートなもの。障害の原因としては、物理的なものと化学的なものがあります。

【物理的要因】

- 補正下着や加圧スパッツなどの圧迫する衣服やサイズがきつい場合などの皮膚刺激。
- 異物や太さの異なる繊維の混入。
- 麻、モノフィラメント糸の糸端やスリット糸が肌に触れてチクチク感を感じる。

解決方法 ⇒ 原因の衣服を取り除けばかゆみや痛みは回復します。

【化学的要因】

- ホルムアルデヒド（ホルマリン）

解決方法 ⇒ 水溶性のため、購入後、着用する前に洗濯をすればかなり除去できます。

- ドライクリーニング溶剤の残留（化学やけどの原因）

解決方法 ⇒ クリーニング後は、ポリ袋を取り外し陰干し後、着用することが望まれます。

2) 燃焼事故

衣服素材は、燃えたり、溶けたりする性質があり、特に、綿など表面が毛羽立っている素材は、表面フラッシュ（短時間に衣服の表面を火が走る）現象が発生しやすいといわれています。コンロやライターなどの火に袖口などを近づけないように注意しましょう。

3) その他、身近なアイテムで発生しやすい事例と防止ポイント

●バッグ（スポーツ・通学・リュック）

- ・持ち手付け根破損 → 片手持ちしない、振り回さない。
- ・色移り → 濡れたものを入れない、異色濃淡・異素材は重ねない。

●靴（スニーカー・革底靴・婦人靴）

- ・滑りによる転倒 → 革底靴はスベリやすいので、新品＋雨は特に注意。
- ・ヒール取れ → ヒール取れの原因になるので、片側ヒール先端に体重をかけない。

●レインウェア・ロングマフラー・フード紐など

- ・不意の巻き込みによる事故 → 自転車・エレベーター・電車のドアなどに注意。

●傘

- ・破損や他人を傷つける可能性 → 先端を人に向けない！振り回さない！

●アクセサリ

- ・金属アレルギーや破損 → 汗の影響や引っかかりやすい運動時などは取り外す。



契約とは？

契約ってなあに？

この章では身近な契約について考えましょう。

①契約ってなあに

契約は約束の1種です。約束は、場合によっては許されますが、契約は守ることを強制され、破ることは許されません。いったん契約が成立すると権利と義務が発生し、特定の場合を除き一方的にはやめられないものです。

Let's Check

- わたしたちの身近には、さまざまな「契約」があります。次の行為はわたしと誰との契約か考えてみましょう。

- ★1 コンビニでお菓子を買った ⇒ わたしと [] との契約
- ★2 電車にのった ⇒ わたしと [] 会社との契約

②契約はいつ成立するの？

契約は「これください」などの「申込み」と「いいですよ」などの「承諾」という合意（＝意思の一致）があれば成立します。契約書などなくても契約は成立します。

【出題1】 次の契約の場合の申込と承諾はいつでしょう？ 契約はいつ成立するのか考えてみましょう。

コンビニでお菓子を買った：契約時は、お菓子を選んで [] に持っていったとき／申込みは？ [] をください／承諾は？ いいですよ

③契約が成立すると発生するのは？

契約が成立すると権利と義務が発生します。権利のことを債権、義務のことを債務ともいいます。権利と義務は必ず守らなければなりません。

【出題2】 次の契約のなかではどんな権利と義務があるでしょう。消費者の権利義務と事業者（お店）の権利義務はどんな関係にあるか考えてみましょう。

電車にのるために切符を買ったとき：消費者の権利は？ 電車に [] 権利／消費者の義務は？ 電車賃を [] 義務／事業者の権利は？ 電車賃を [] 権利／事業者の義務は？ 電車に [] 義務

以上のことから、消費者リスクの真の姿が見えてきます。

年齢確認のところをクリックしただけ、芸能人のサイトを見てただけで、アダルトサイトに登録になることはありません。「登録になりました、3日以内に99,800円払え」などの画面になっても、支払う義務はありませんので無視しましょう。

「退会はこちら」などの電話番号やURLも無視。ワンクリック詐欺の手口です。

契約はやめられる？

いったん成立した契約は一方的にはやめられません。契約は慎重にしなければならないのです。ただし、民法では特別の場合に契約から解放されると定めています。

① 契約の無効とは？

無効とは「法律では認められない行為のため、はじめから契約がなかったこと」になるものです。契約は無かったことになり、契約当事者に権利も義務も生じません。

【民法で無効とする契約】

- 意思能力の無い人の契約：常に認知症状態の人が交わした契約
- 公序良俗に反する契約：犯罪に係わるような契約
- 強行規定に反する契約：未成年者だが「取り消せない」と定めた契約
- 契約の重要部分に錯誤（勘違い）がある契約
：契約額が10万円なのに1万円と書かれた契約
- 無権代理人の契約：代理人ではないのに、勝手に交わした契約

② 契約の取消しとは？

取消しとは「有効に成立した契約の効力を失わせること」です。取り消しすると最初から契約は無かったこととなります。

【民法で取消しができるとする契約】

- 未成年者の契約：親の同意がなく、未成年者が交わした契約
※例外：結婚している、相手をだました、お小遣いの範囲、の契約は取り消せません
- 成年被後見人の契約：認知症で、日用品の購入しかできない人の契約
- 詐欺による契約：ウソをつかれてだまされて交わした契約
- 強迫による契約：怒鳴られたり、脅されて怖くなって交わした契約

Let's Check

● 未成年者の契約を取り消すハガキを書いてみましょう。

○月×日、18歳の一宮ショウコさんが町を歩いていてダマシーエステのカウンセラーに「エステモニターにならないか」と声をかけられた。ついて行ったところダイエットのためのエステをすすめられた。ダイエットのためには食生活が大事と10万円のダイエット食品を買わされ1万円払った。現金では払えないので、分割払いにした。翌月、請求書が送られてきて、親に見つかってしかられたので、取り消したい。

一宮ショウコさん 〒491-〇〇〇〇 一宮市本町2丁目〇-〇
 ダマシーエステ 〒460-×××× 名古屋市中区三の丸3丁目〇-〇

③ 契約の解除とは？

いったん契約が有効に成立すると一方的にはやめられませんが、以下の場合にはやめられます。

○法定解除：

- ①債務不履行による解除 / 契約内容をわざと実行しないとき。
- ②瑕疵担保責任による解除 / 目的物に普通の注意をしても気づかない不具合があり、契約の目的をはたせないとき。

○約定解除：契約時に定めた条件によるとき。

○合意解除：お互いに話し合っ、契約をなかったことにするとき。

Ⅲ

苦情の伝え方

正しく苦情を言いたい！

日々の消費生活の中でトラブルに巻き込まれることは多々あります。そんなときにあなたはどうしますか？正しく事業者に苦情を伝えることができますか？あきらめて泣き寝入りしますか？

正しく伝えられずにクレーム扱いされてしまうこともあります。また、どこまで要求できるのか、迷うこともあります。「正しい苦情の伝え方」を知っておきましょう。

①まず消費者の権利と責任を知ろう

私たち消費者にはどんな権利があるか知っていますか。

<消費者としての権利>

- 消費生活における基本的な需要が満たされる権利
- 健全な生活環境が確保される権利
- 安全が確保される権利
- 選択する権利
- 知らされる権利
- 消費者教育の機会が提供される権利
- 消費者の意見が消費者政策に反映される権利
- 被害者が適切かつ迅速に救済される権利

<消費者としての責任>

- 批判的な意識を持つ責任
→情報を鵜呑みにせず「何かおかしいかも？」と疑問を感じる。
- 主張し行動する責任
→買った商品に問題があったときに、消費生活センターに相談したり企業に苦情を言う。
- 社会的弱者を配慮する責任
→消費行動が商品を生産する途上国の人たちにも影響する。
- 環境へ配慮する責任
→ゴミとしての処分法や環境のことを考えた商品を選ぶ。
- 連帯する責任
→トラブルを解決するために、被害にあった人たちが一緒になって対応する。

②苦情を言う効果

「消費者の権利を守る」ことと同時に、苦情を受ける側としては「よりよい商品作りに役立つ」ととらえる企業もあります。

【出題1】以下の観点から苦情で得られる効果を考えてみましょう

- 消費者にとって好ましい商品作り
⇒どんな商品？
- 消費者にとって好ましい事業者を応援
⇒どんな事業者？
- 環境に配慮した商品作り
⇒どんな商品？

③クレームとは？

クレーム (claim) の本来の意味は「主張する」「要求する」ことです。クレームは主張をする人であり、本来は正当な請求をする人のことでした。これが転じて、最近は消費者の権利を超えて過剰な要求をする人、執拗な過剰要求を繰り返す人等を意味する言葉として使われています。

【出題2】

以下の場合、どこがクレームとして扱われることになるか考えてみましょう。

- ①腕時計のベルトがすぐに切れる、自分の苦情に対する対応は社長でなければいけない。
- ②通信販売で買った下着を着用したが、柄が気に入らないので返品したい。
- ③コンビニの棚にある雑誌をコピーしたら店員に怒られた。納得できない。

④正しい苦情の伝え方

苦情は、感情をぶつけることではありません。苦情を正しく伝えるために重要なことは以下の7つです。

- ①自分の住所、氏名、連絡先などを正しく伝える。
→きちんと名乗らないと信用性が低く、中傷のようにとらえられる。
- ②いつどこで何をいくらでどのようにして契約をした。
→事実を伝える。契約書などの証拠があるとよい。
- ③現状ではどのようなトラブルに至っているか。
→事実を伝える。写真などの証拠があるとよい。

- ④トラブルの原因に心当たりがあるか。
→事実を伝える。使用者責任になることもある。
- ⑤あるとすればどのようなことか。
→心当たりになることを伝える。
- ⑥1～5を裏付けるような書類などがあるか。
→書類や写真、苦情品を保存する。
- ⑦どうしてほしいか。
→妥当な要求であり、過剰な要求はすべきではない。

(文例)

○△□社 御中

私は、貴社の製品を購入し愛用していました。ところが今回、その思いが覆る残念な事態になりました。
つきましては、わたしと同様の事態が多発するのを防ぐために、貴社へご連絡させていただきたく。
このことで、以後は同様の事態を防ぐことができ、製品が改善されることを祈ります。

(製品を利用して何が起きたか、どのようなダメージがあったか、どのように期待に届いてくれなかったか、どのような改善を望むかなどを書く)
(あなたが望む結末を書く)

(住所・氏名)

【出題3】 次の事例を前提として、あなたがショウコさんになって苦情の手紙を書いてみましょう。

事例：一宮ショウコさんは、以前に購入したS社サプリメントの広告を目にした。ショウコさんは2016年○月△日に、タレントのブログで「ダイエット効果絶大」と書かれていたためサプリメントを10万円分購入。その後何度か追加購入して使い続けたが「効果は全く無かった」。
最近そのタレントが、メーカーのS社(〒135-○○○○ 港区台場○-○-○)から、30万円の報酬を受け取ってブログに「効果絶大」と書いていたことがわかった。タレントのブログは「やらせ」だったらしい。
ブログに効果絶大と書いていなければ、買わなかった。ブログを信じて購入したのだから、お金を返してほしい。
(一宮ショウコ 一宮市本町○-○ 電話番号 058-○○○-○○○○)

IV

つつい だまされる

勧誘トークや広告に潜むワナを知る

消費者が、連絡するつもりがなくても、つい連絡してしまう不当請求画面、あるいは、インターネットでつい申し込んでしまう巧みな広告、買うつもりもなかったのについて契約してしまう訪問販売の勧誘トーク、そこに潜むワナを知って対策を考えましょう。

①ワンクリック請求場面

ゲームサイトやタレントの情報サイトなどで、「詳しくはこちら」などをクリック(タップ)すると、無料アダルトサイトが表示され、年齢確認や「動画再生」のクリック(タップ)で右図のような画面がでることがあります。



【出題】 スマートフォンにこの画面が出て、友人が困っています。どうアドバイスしますか？

②あやしげなインターネット通販サイト

トラブルを避けるためには通販サイトのチェックが大切です。

【出題】 次の画面で問題のあるところに○をつけ、班内で情報交換しましょう。



< 格安ブランド品に注意！ >

公式ブランドショップ以外の店で購入した場合、偽物かどうかを判断・立証するのは非常に困難です。偽物だった場合、税関でとめられることもあります。

③ SNSの広告からのトラブル

1回の契約と思ったら・・・そんな思わぬワナが潜んでいます。

【事例】 スマートフォンでSNSのサイトに表示されたダイエットサプリメントの広告を見て、1か月分2000円の「お試し版」をクレジット決済で購入しました。後日クレジット明細を見ると、約2万円の請求になっていました。定期購入になっているようです。業者に電話しましたがつながりません。

【出題】 SNSにはあなたが興味をもつような広告が表示されることが多いですが、なぜでしょう？

【解説】 無料のブラウザやアプリなどを使うときに個人情報の登録を求められることがあります。それらは広告の配信に利用される可能性もあります。しくみを知って、無料のサービスを利用するかしないかを考えてから決めることが大切です。

④ アポイントメントセールス

若い人が巻き込まれやすい代表的なトラブルに「就活商法」というものがあります。

【事例】 就職先がなかなか決まらないAさん（21歳）は、就職説明会の会場の出口でスーツ姿の女性から「アンケートをとっている」と呼び止められました。つい、答えたところ、数日後、「Aさんに役立つ情報がある」と電話がかかってきて、会うことになりました。カフェで話したあと、営業所に案内され、リクルート講座の契約を勧められました。40万円と高いので、「お金がない」「親に相談する」と言いましたが、相手は納得せず、2時間も帰してもらえませんでした。

【出題1】 いつもは慎重なAさんがアンケートに答えてしまったのは、どんな気持ちからだったと思いますか？

【出題2】 事業者はAさんのどんな不安をねらって、呼び出したのでしょうか？

【出題3】 Aさんに断り方をアドバイスしてください。

⑤ マルチ商法（連鎖販売取引）

友人にネットワークビジネスを勧められ、トラブルに巻き込まれるケースがあります。マルチ商法が怖いのは、あなたが加害者になってしまう可能性があることです。

Let's Check

- ロールプレイングで、マルチ商法の手口を知っておきましょう。



<演者>を決めてください。

Aさん 20歳（会社員）勧誘される人

Bさん 20歳（学生）勧誘する人、Aさんの高校時代の友人

Cさん 25歳（アルバイト）Bさんの上位者（Aさんは初対面）

<3人がいる場所>はファミリーレストラン

以下のできごとがあつてから3人は場所を変えて集まっています。

AさんはBさんから「いいバイトの話がある」と呼び出され、連れて行かれた先は「ネットワークビジネスセミナー」という会場でした。扱う商品は、「肌がきれいになり、体調も良くなる」という健康食品（20万円）。これを購入してまず会員になる、その後、知人を勧誘すれば1人あたり報酬2万円を得られるという話でした。すぐ儲かるビジネスと説明されました。セミナー後「もう少し話そう」とCさんに誘われて、3人でファミリーレストランにやってきました。

<勧誘場面>を演じてみましょう。

演じるポイント：Bさんが主に勧誘します。Cさんはそれをサポートします。Aさんは友人のBさんを怒らせないように断ろうとしてください。それに対しBさんもCさんも簡単には応じないでください。

【出題1】 それぞれを演じた感想を言いましょう。

【出題2】 友人から誘われた場合の、よりよい断り方を考えてみましょう。



悪質商法 どんなもの？

手口を知り対処法を知ることによって防げます

販売目的を隠して消費者に近づき、虚偽の説明をするなどの手口で、消費者に商品やサービスの契約を迫る悪質商法は手を変え、品を変えてわたしたちに迫ってきます。悪質商法による消費者被害をなくすために、主な手口や対処法を理解しておきましょう。

①若い世代をねらう悪質商法

若い世代は社会経験が少なく、契約などに関する知識が乏しいため、悪質商法にねられるなど、消費者トラブルにまきこまれがちです。

①**不当請求**：身に覚えのない情報料などを請求される架空請求、アダルトサイトのワンクリック請求など。

②**キャッチセールス**：路上でアンケート調査などを装って、声をかけ、営業所、飲食店などに連れて行き、商品やサービスを契約させる。化粧品、エステティックサービスなど。

③**アポイントメントセールス**：電話やメール、SNSなどで消費者に接触し、後日呼び出して、商品やサービスを契約させる。異性がデートを装って近づきアクセサリなどを契約させる「デート商法」、就職活動中の学生に英会話の教材や自己啓発講座の契約をせまる「就活商法」などがある。

④**マルチ商法（連鎖販売取引）**：商品やサービスを契約して会員になり、友人などを紹介してそれらを販売すれば、報酬がもらえるしくみ。ネットワークビジネスともいう。健康食品、化粧品、情報商材など。

⑤**点検商法、実験商法（訪問販売）**：水質点検を装って訪問し、試薬を使って水が汚いと不安にさせて浄水器を契約させる。

これらの手口の多くは「何を販売したいのか」という販売目的を隠して、消費者に接触してきます。そして、たとえば、「今、肌の手入れを始めておかないと将来ひどいことになる」などと不安をあおって、契約させようとしています。

また、迷っていると「今だけキャンペーンでお得」「あなただけ特別に」などと契約を急がせます。あいまいな返事は避け、不要なものははっきり断りましょう。

Let's Check

- 20歳代になると、まとまった高額の商品やサービスを契約するよう勧誘される機会が増えます。理由を考えてみましょう。

②クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは、訪問販売などで契約した場合、一定期間は、無条件で契約を解除できる制度（特定商取引法）です。

<クーリング・オフ期間>

● 8日間のもの

- ・訪問販売
- ・電話勧誘販売
- ・キャッチセールス
- ・アポイントメントセールス
- ・訪問購入
- ・特定継続的役務提供※（エステ等、6業種。条件あり）

● 20日間のもの

- ・連鎖販売取引（マルチ商法・ネットワークビジネス）
- ・業務提供誘引販売取引（内職商法）

※特定継続的役務提供について

訪問販売のような不意打ち的な契約以外でも一定の条件を満たせばクーリング・オフ制度が適用できる場合があります。それが特定継続的役務提供と言われるものです。

・適用されるのは6業種

- ・エステティックサービス
- ・語学教室
- ・パソコン教室
- ・学習塾
- ・家庭教師
- ・結婚相手紹介サービス

・条件

- ・契約金額 5万円以上
- ・契約期間 2ヶ月以上（エステティックサービスは1ヶ月以上）

*特定継続的役務提供契約には、中途解約権と損害賠償（解約料）の上限額も定められています。金額は、サービスを受ける前と受けた後で、異なります。

<クーリング・オフの手順>

- ハガキ（書面）を書く
- ↓
- 両面をコピーする
- ↓
- 特定記録郵便 または 簡易書留で送付する
- ↓
- ハガキのコピーと受け取りを保管する

<対象外>

- ・3000円未満の現金取引
- ・使用した消耗品（化粧品など）

※このほかにも対象とならないものがあります



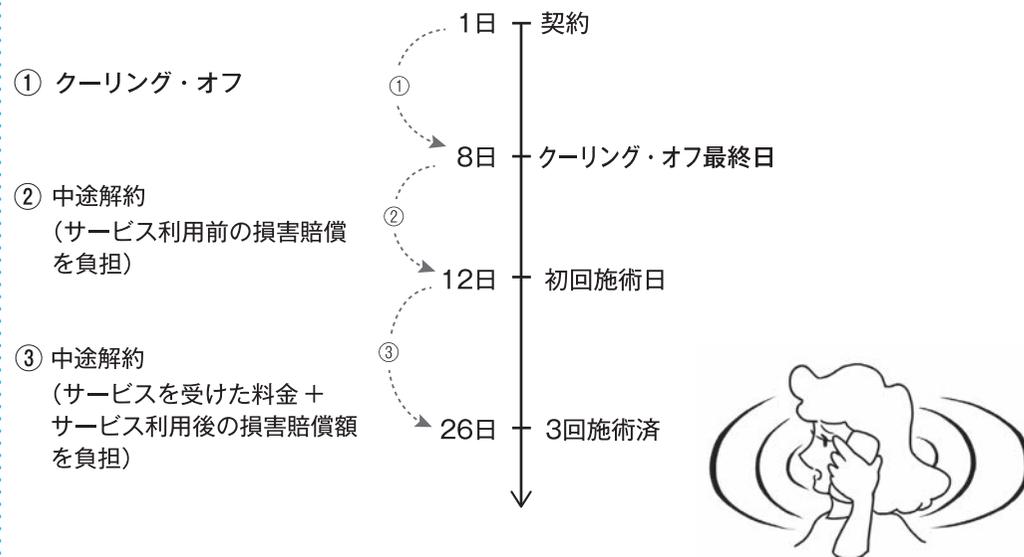
③事例検討 課題を把握し解決策を探りましょう

【出題1】 23歳のショウコさんはインターネット上で見つけた500円のクーポンを持って、美顔エステ体験に行きました。体験中に、6ヶ月間有効の20回コース 6万円の契約を勧められ、契約しました。初回の施術は12日後で、週に1回施術を受ける予定です。ショウコさんは翌日、解約したいと思いました。どんな制度が使えますか？

【出題2】 契約日から9日後に解約したい場合は、クーリング・オフできますか？

Let's Check

●ヒントです。ショウコさんの場合は、次のようなステップになっています。



勧誘のときに脅された、帰りたと言っても帰してくれなかった、うそを言われたなどのことがあれば、取消の主張などができる場合がありますので、消費生活センターに相談しましょう。

第2章

ライフプラン

Ⅰ ライフプラン

I

ライフプラン

学んだ「人生設計」をより深く学ぶ

卒業前の研究課題としてライフプランを学びます。ひと言でいうと、今後起こりうるさまざまなできごと(ライフイベント)を予測してその準備をしましょう、ということです。学んだ「人生設計」をより深く学びましょう。

① ライフプランについて

高校生活も、残り数か月。この先、進学または就職、そして結婚、出産・育児、マイホーム取得など、ライフイベントは目白押しです。時間が経つのは早いものです。忙しくなれば、時間はますますスピードアップしていきます。

ライフプランは今後起こりうるさまざまなライフイベントを予測することが第一歩です。

Let's Check

●あなた自身のライフイベントを予測して書いてみましょう。

⇒記入例については、「人生設計(16ページ)」をご覧ください。

経過年数		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
西暦		2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
和暦(平成)		28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
家族共通イベント												
自分	年齢	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
未来の配偶者	年齢											
兄	年齢	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	29
父	年齢	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61
母	年齢	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
備考	かかりそうなお金など											

② お金の準備

人生の三大資金として、住宅資金、教育資金、老後資金が挙げられます。

このうち、住宅資金と教育資金はライフプラン次第では不要もしくは負担の少ない場合があります。老後資金は誰であっても準備が必要です。

⇒ 三大資金については、「人生設計(41ページ)」をご覧ください。

●ライフプランによって三大資金以外にも必要となる資金

【結婚費用について】一例として、結婚にかかる費用をみてみましょう。

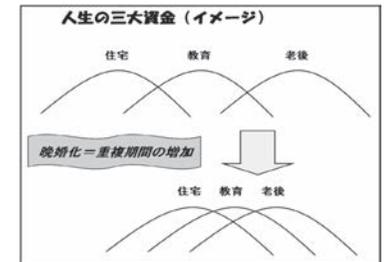
結納・婚約から挙式を経て、新婚旅行までを合計すると、全国平均で300万円～400万円程度かかります。

ただしこの額を両家で分担し、かつ、いただくご祝儀を除くと、本当に自分で準備が必要な額は100万円弱のようです。具体的な数字はインターネットでさまざま紹介されていますので、調べてみましょう。

なお、結婚費用は、地方によって、風習の違いから、かなりバラツキがあることにも注意が必要です。

お金の準備は早くから始めることが非常に大切です。

三大資金のような多額のお金は、一朝一夕に貯められません。特に、昨今の晩婚化に伴い、住宅費・教育費の支出と老後資金準備の時期が重複する傾向が顕著です。前もって準備しておかないと、その時になって大変なことになりかねません。



同じ積立額であっても、早くから始めることで、元利金が多くなります。「時間を味方につける」といわれる複利効果のチカラです。ライフイベントが描けたら、ぜひ複利効果を活用して、効率的なお金の準備を心がけましょう。

(「人生設計・金利計算」の基礎編および発展編をご参照ください)

③ 投資と投機

金利3%や5%を目指すとなると、貯蓄(預貯金)だけでは難しいので、投資も考えることとなります。株式や債券、あるいはこれらを組み合わせた投資信託など、いわゆる「リスク性資産」といわれる金融商品での運用が典型例です。「リスク性資産」は元本保証がない点の特徴。すなわち、運用結果が思わしくないと、元本を割り込む事態もあります。

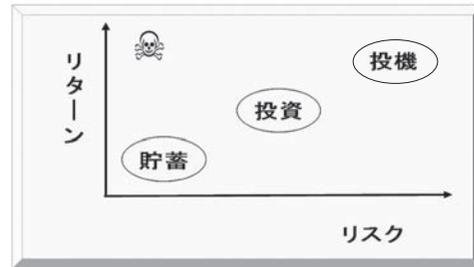
●資産運用とギャンブルの違い

「株はギャンブルだ」という人がいます。運用方法によっては、確かに似たようになることもあります。「デイトレード」(株式を購入したその日のうちに売却し、値上がり益を狙う手法)などがその例です。ギャンブルは、「投機」とも呼ばれます。

「資産運用（投資）」と「ギャンブル（投機）」、それに「貯蓄（預貯金）」を含めた関係は、右図のようなイメージになります。

貯蓄⇒投資⇒投機の順に、リターン（期待される収益見込み）・リスクの両方とも大きくなるのがわかります。

ここでいう「リスク」は、通常使われる「DANGER」（＝脅威、危険）ではなく、「期待される収益見込みのブレ」の意味です。すなわち、この図では右肩上がりですが、逆（右肩下がり）もあるということです。



投資の学習は奥が深く、時間をかけて体験しながら学んでいくことになります。そのためには、少額でもいいので、早くから取り組むことが極めて大切です。今は低金利の時代ですが、その中でも、自分に合った金融商品を探す努力が必要です。

なお、図の左上にある変なマークは、「サギ」と言われるものです。リスクとリターンは表裏一体のものなので、このようにリスクが低くリターンだけ高い金融商品は存在しません。

⇒ 詳細は「金融トラブル」や「悪質商法」の項目で学びます。

Let's Check

- 「資産運用（投資）」と「ギャンブル（投機）」の違いって何でしょうか？
皆で話し合ってみましょう。

第3章 その他

- I 電子商取引
- II 金融トラブル
- III 裁判について知ろう

I

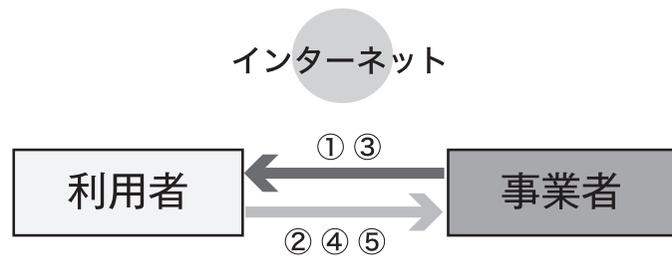
電子商取引

急速に拡大する電子商取引

2015年の日本国内の消費者向け電子商取引の市場規模は13.8兆円。これは前年比7.6%増、2009年の同市場規模約6.8兆円の2倍となっています。(出典：経済産業省 2009年度及び2015年度 電子商取引に関する市場調査) 同取引は目覚ましい技術革新により利便性は高まるばかりです。電子商取引は私たちの暮らしにかかせないものとなっています。

①電子商取引のしくみ

電子商取引とは、インターネットなどの情報通信ネットワークを介して行われる商取引のことです。



- ①事業者からの取引の誘引 ②消費者からの申込み ③事業者からの承諾
- ④消費者から事業者への代金決済 ⑤消費者から事業者への個人情報提供

【出題1】 消費者がPCの操作ミスなどをしたときの電子商取引はどうなるのでしょうか？

【解説】 民法では消費者が申込みの意思表示をしたときに表示の錯誤*があった場合は無効を主張できますが、消費者に重大な過失があった場合は無効を主張できないとされています(同法第95条)。

* 表示した意思と本心が異なってしまうこと。注文の数量を一桁間違えて、画面入力をしてしまうことなど

【出題2】 通信障害などが起こったときの電子商取引はどうなるのでしょうか？

【解説】 一般的に商取引は消費者の申込みと事業者の承諾意思表示の合致で成立します。民法では事業者の承諾意思表示の発信時としています(同法第526条1項)。

②電子商取引に関する法律(電子消費者契約法)

電子商取引の急速な普及に伴って、消費者向けの同取引のトラブルが急増したことを踏まえて、2001年12月に電子消費者契約法が施行されました。

電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律

(電子消費者契約法)

●民法第95条の特例として、事業者が申込画面の他に確認画面(消費者の申込み内容の再度の確認をする画面)を設けることなどによって、消費者のPCの操作ミス防止の対応をしていない場合には、消費者は契約の要素の錯誤*の無効が主張できることになりました(同法第1条及び3条)。

*契約の重要な部分で通常しないような意思表示をしてしまうこと。契約の申込みを決めかねているときに、画面上の操作をしていたら、いつの間にか契約の申込みをしたことになったなど。

③特定商取引に関する法律(特定商取引法)

インターネット取引は消費者が業者からインターネットを介して、商品やサービスの提供を受ける契約であり、特定商取引法の定める通信販売に該当し、同法の規制の対象となります(同法第2条2項)。

販売価格、送料、商品の引き渡し時期、返品特約に関する事項など12項目について表示義務を課しています(同法第11条)。

Let's Check

●適当でないものはどれでしょう？

表示事項	表示例
送料	送料実費
商品の引き渡し時期	銀行振込の確認後に商品を送ります
返品	返品不可

参考：消費者庁 特定商取引法ガイド

●誇大広告や事実と著しく相違する内容の広告による被害を防止するために一定の内容の広告の表示を禁止しています（同法第12条）。

所定の表示事項について著しく事実と相違する表示や実際のものより著しく有利、優良であると誤認させる表示は禁止されています。

●承諾をしていない者に対して電子メールを送信することは禁止されています（同法第12条の3）。

消費者が望んで事業者からの電子メール広告を送信してもらう場合を除いて、事業者が勝手に消費者に電子メール広告の送信をすることは禁止されています。

●顧客の意に反して契約の申込みをさせようとする行為は禁止されています（同法第14条）。

事業者は「消費者がパソコンなどの個々の取引画面上で申込みのボタンをクリックすることが契約の申込みになることがわかること」や「申込みのボタンをクリックする前に確認、訂正ができるように取引画面の設計をしないこと」は禁止されています。

●通信販売取引は、クーリング・オフの規定がありません。商品の引き渡しを受けたり、権利の移転を受けた日から起算して8日を経過するまでは契約の解除などを行うことができる場合があります（同法第15条の2）。



Ⅱ 金融トラブル

社会に出てから気をつけるべきこと

社会人となって働くと、毎月の給与やボーナスをもらうようになります。つまり、収入はまとまってではなく、コツコツと得られるのです。そのため先輩社会人の多くが、計画を立て、毎月や半年ごとなど、定期的に積立をします。もし、予想されるライフイベントに向けて、金利3%や5%での運用を目指すなら、貯蓄（預貯金）だけでは難しいため、投資も考えることになります。株式や債券、あるいはこれらを組み合わせた投資信託などの金融商品での運用が典型例です。これらは「リスク性資産」とも言われ、元本保証がない点が特徴。すなわち、運用結果が思わしくないと、元金が減ってしまう場合もあります。

①資産運用とギャンブルの違い

「株はギャンブルだ」という人がいます。運用のやり方によっては、確かに似たようになることもあります。「デイトレード（株式を購入したその日のうちに売却し、値上がり益を狙う手法）」などがその例です。ギャンブルは、「投機」とも呼ばれます。

Let's Check

●「資産運用（投資）」と「ギャンブル（投機）」

この違いって何でしょうか？ 話し合ってみましょう。

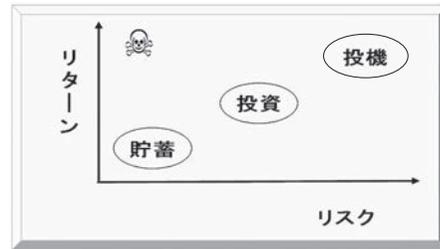
	資産運用（投資）	ギャンブル（投機）
同じ点		
異なる点		

②投資と投機の関係

「資産運用（投資）」「ギャンブル（投機）」「貯蓄（預貯金）」のそれぞれの関係は、次ページのようなイメージになります。貯蓄⇒投資⇒投機、の順に、リターン（期待される収益見込み）・リスクの両方とも大きくなるのがわかります。

ここでいう「リスク」は、通常使われる「DANGER」（脅威、危険）ではなく、

「期待される収益見込みのブレ」の意味です。すなわち、この図では右肩上がりですが、逆（右肩下がり）もあるということです。



③具体的な金融トラブルの例

右上のイメージ図にドクロマークがありました。これは「サギ」と言われるものです。リスクとリターンは表裏一体なので、リターンだけ高くリスクが低い金融商品などはありません。でも、運用結果が良くないとき（スポーツにたとえるなら、リードを許しているとき）など、つい無理をしたり、甘い誘惑に引っかかりがちになります。

●還付金サギ

ATMの操作に不慣れな高齢者に還付金があると持ちかけ口座から現金を振り込ませる手口です。高齢者の自宅に電話をしてコンビニの端末に誘導し、携帯電話で操作方法を指示して現金を振り込ませます。

●FX（外国為替証拠金取引）

証拠金を預け、海外の通貨を転換する取引を行います。小額の証拠金でその何倍もの取引を行うため、預けた証拠金の範囲を超えて損失が発生する危険性が大きく金融情勢に不慣れな人が参入する取引ではありません。

●未公開株

未公開の株式を特別にあなたに譲ることができるという電話勧誘があります。上場予定している事業者は環境のため、高齢者のためなどに役立つ事業を行っているとして立派なパンフレットが届くこともあります。上場時には儲かるというのですが。購入を承諾し代金を支払うと、株券が送られてきます。さて、この株券の価値は？

これら悪質商法の手口は変化します。振り込めサギの現金奪取方法は、最初は銀行振り込みでした。しかし、銀行口座の開設に本人確認が厳しくなったこと、口座が凍結されると引き出しができなくなってきて、次に現金書留やレターパックによる現金送付、電子マネー決済が多くなりました。しかし、これらも注意喚起がされ受け取りにくくなってくると、「受け子」と呼ばれる違法アルバイトが使われてきています。バイトだからと気軽に応募したら、ブラックバイトだったなどということにならないよう注意しましょう。

Let's Check

- 受け子の存在は悪質業者にとってどんな存在なのか考えてみましょう。

④お金を借りる

ここまでは運用などで増やす場合でしたが、借りる側では逆のことが起きます。利息制限法では、元本（貸付額）100万円以上の場合、年15%までが利息として認められています。

借入（ローン）を利用すると、元本+利息、すなわち借りた額以上を返さなければなりません。奨学金の利用など、使い方によっては有効な方法ですが、よく考えて利用することが非常に重要です。

Let's Check

- お金を借りる先はさまざまあります。

親族など個人や銀行ローン、クレジットのキャッシング、サラ金、ヤミ金など、借りやすさや利息、担保、保証人などに違いがあります。

借りてはいけない事業者もあります。それぞれの違いを話し合ってみましょう。

⑤多重債務に陥ったら

借りたお金を返せなくなり、返済のために借金をするようになった状態を多重債務といいます。このような状態に陥りそうになったら早めに専門家に相談します。解決方法には自己破産、個人再生手続き、任意整理、特定調停などがあります。借金の内容と金額、収入や財産によって判断します。

Let's Check

- 借金整理の方法について、それぞれの特徴を調べてみましょう。

- ・自己破産と免責
- ・住宅ローンの残っている場合の個人再生手続き
- ・簡易裁判所での特定調停
- ・その他





裁判について知ろう

裁判について知ろう

ここでは、法律がどのように使われるかについて学びましょう。

①裁判の役割

裁判には、民事事件の裁判（民事裁判）と、刑事事件の裁判（刑事裁判）があります。

【出題1】 世の中の秩序や治安を保つのは、どの裁判でしょうか？

- 民事裁判 刑事裁判

Let's Check

●どんな問題でも必ず考えて、結論を出す癖をつけましょう。

振込め詐欺（オレオレ詐欺）という詐欺をご存知ですか。

たとえば、「私は警察官だけれど、あなたに罰金があるので、そのお金を振り込んでください」と言われたらどうでしょうか。

慌てず考えましょう。あなたは何か違反をしていたのでしょうか。罰金は、銀行振り込みをするものなのでしょうか。考えて結論を出しましょう。

②裁判の仕組み

争いは、いつも、自分の言い分が正しいという人と、それが間違っているという人との間で起きます。裁判は、そのどちらの人の言い分が正しいかを中立の人が判定するというやり方で行います。では、以下の空欄に適切な言葉を入れて下さい。

【出題2】

民事裁判では、自分の言い分が正しいという人を [] といい、それが間違っているという人を [] といい、中に立って、どちらの言い分が正しいかを判定する人を [] といいます。

【出題3】

裁判官は、どのような規則に基づいて正しさを判定するのでしょうか。

一番大事な規則は、もちろん日本国憲法です。

日本国憲法は、なぜ一番大事な規則なのでしょう。それは、日本国憲法第13条に、「すべて国民は個人として尊重される。」とあるからです。

つぎに大事な規則は、 [] です。

【出題4】 前問で述べた規則以外に、裁判官が正しさを判定するための規則にしているものがあるでしょうか。

- 憲法や法律、条例以外に、裁判官が判定基準にするものはない。
 いや、ある。それは、 [] だ。

Let's Check

皆さんには、18歳から選挙権があります。選挙権という権利を行使するときも「責任を持った態度」が必要です。投票をするときには、よく考えましょう。

また、いったん考えた以上は、かならず結論を出すようにしましょう。



裁判の実際を知ろう

それでは、いよいよ実際の裁判を覗いてみましょう。

①裁判までの準備

裁判をするためには、「訴状」という題名の書面を出して、原告となる人の言い分を書いて出しておかなければなりません。たとえば、次のように書いてあります。

訴状サンプル

〈 訴 状 〉

第1 請求の趣旨

被告は原告に対して、金100万円を支払え。との判決を求める。

第2 請求の原因

原告は、被告に対して、平成〇〇年4月1日、原告の自宅で、翌月の5月1日を返済期限として、金100万円を貸渡した。しかし、返済してくれない。

そこで、この金員を返すように求めて、裁判所に訴えた。

この訴状を裁判所に出すと、しばらくして書記官から原告に電話がかかってきます。

書記官「この訴状と第1回目の裁判期日（法廷を開く日）を決めて、被告に送りますから、第1回目の裁判期日を決めましょう」

この訴状と第1回目の裁判期日を連絡する書面が被告に届き、第1回目の裁判が開かれることになりました。

Let's Check

- 裁判所から「すぐ電話をくれないと大変なことになります」という手紙が来ました。どう対応しますか？



memo

②裁判当日

裁判当日のシーンです。裁判官が法廷に入ってきました。みんなが一礼すると**廷吏**（法廷の管理をする裁判官の補佐役）が事件を呼び上げます。

廷吏「これから、第〇〇号事件を始めます」

裁判官「原告は、訴状に書いてあるとおりに陳述（ここで訴状を朗読したこと）にしますね」

原告弁護士「はい」

裁判官「被告はあなたが出した答弁書に書いてあるとおりに陳述しますね」

被告弁護士「はい」

答弁書サンプル

〈答弁書〉

被告は、原告から、平成〇〇年4月1日に、金100万円を受け取ったが、これは、被告が店を開くので、その開店祝いのお金だった。つまり、もらった（贈与された）ものであって、返すものではない。

裁判官「この答弁書からみると、争いのポイント（争点）は、100万円のお金が、貸したものか、もらったものかということですね。では、その点に絞って、証拠調べをしましょう。原告は、貸したという証拠がありますか」

原告弁護士「はい。借用証があります。これです」

裁判官「被告は、もらったという証拠がありますか」

被告弁護士「このお金をもらった時に、一緒にいた人がもらったということを話してくれますから、その人を証人にしますので、証人調べをしてもらいたいと思います」

裁判官「では、今回は、その一緒にいた人の証人調べをしましょう。今日はここまでとします」

どうやらこの日の手続きは、ここまでのようです。裁判官や原告・被告の弁護士は、次の裁判期日をいつにするかを相談してその日を終わります。





●執筆者 (50 音順)

- ・石井裕之 (ファイナンシャル・プランナー)
- ・市川伸一 (消費生活アドバイザー)
- ・伊藤文一 (元・旧(財)日本消費者協会理事、商品テスト室長)
- ・木戸まち子 (消費生活コンサルタント)
- ・工藤篤志 (消費生活専門相談員)
- ・熊谷裕子 (服飾雑貨・衣料 品質管理士)
- ・廣重美希 (消費生活専門相談員)
- ・松垣典子 (省エネルギー普及指導員)
- ・三室久枝 (消費生活専門相談員)
- ・森川真好 (弁護士・第二東京弁護士会)
- ・米津弘子 (IT インストラクター)



10代から学ぶ『消費者力』

2016年9月20日 第1刷発行

発行 一宮市 経済振興課

編集 一般社団法人 消費者力開発協会

執筆者 石井裕之、市川伸一、伊藤文一、木戸まち子、工藤篤志、熊谷裕子、廣重美希
松垣典子、三室久枝、森川真好、米津弘子

発行 一宮市 経済振興課

編集 一般社団法人 消費者力開発協会